

施策の方向	今後の取り組み			内 容	関係課	令和7年1月末現在取り組み状況	課題・今後の方向性など	評価
1 理解と交流の促進	(1)障がい理解のための啓発と人権学習の推進	①障がい理解のための啓発活動の充実	人権問題に関する教育の推進	●「障がい」に対する見方・考え方をはじめ様々な人権問題の解決のために、地区別懇談会や人権啓発リーダー講座等の学習会で教育・啓発を推進します。	人権擁護課	今年度は1月末現在で96自治会で地区別懇談会が実施され、そのうち9自治会が「障がい」についての差別問題をテーマに取りあげています。また、あらゆる差別解消に向けた人権啓発リーダー講座を12講座開設し、合計612名の参加がありました。	地区別懇談会の開催については、身近な人権課題をテーマに5つのコースから「学びを選ぶ」ことで主体的に取り組んできました。「障がい」についての理解を深め、多様な人々が共に生きていく社会の実現に向けた学びの場が今後必要です。	3
			人権問題に関する啓発活動の充実	●「障がい」に対する見方・考え方をはじめ様々な人権問題の解決のため、「じんけんセミナー」をはじめとする各種講演会の参加や街頭啓発活動の実施について、市民と協働で啓発・推進します。	人権擁護課	・7/19 じんけんセミナー 栗東 「私はきらめき人になる」講師：藪本雅子 248名参加 ・じんけん啓発紙『りっとう～じんけん便り～』（第5号・テーマ：障がいのある人） 2～3月・31,500部発行予定 ・12/3 人権文化事業 「夢をあきらめない」講師：石黒由美子 169名参加 街頭啓発 ・9月同和問題啓発強調月間 街頭・駅頭啓発(8ヶ所)：9/2 33名 ・12月人権週間 街頭・駅頭啓発(4ヶ所)：12/10 30名	講演会・啓発紙のテーマ設定については社会情勢・市民の意識などを考慮したうえで、市民の人権啓発の担い手である関係団体とも協議・連携し、設定していく必要がある。また、テーマに関連する課・団体との事業共催化等、事業効率、事業効果を高める工夫が必要である。また、講演会においては、より参加者を集めるための工夫をする必要があります。	3
				● 企業においても障がいに対する理解の促進や偏見をなくすために、各種研修会への参加や企業内での研修会の実施について啓発・推進します。	商工観光労政課	「働きやすい職場づくり」等をテーマとした企業内人権研修会を5回開催しました。 企業訪問等の機会を通じて、研修会への参加や社内研修の実施状況を確認する中で、人権問題に関する啓発を行いました。	企業における障がいに対する理解は進みつつありますが、企業における温度差が否めないことから、継続した啓発が必要です。	4
			職員への人権啓発と意識の向上	●人権問題に対する連続講座へ職員を派遣し、人権に対する理解を深めるため一層の啓発と意識の向上を図ります。	人権擁護課	5～1月の9回に計89名の職員の派遣を行い、受講者の人権意識の向上を図った。2月～3月についても開催・派遣予定。年間で合計120名派遣予定。 5月：「フリースクールどんな場所？」 6月：「キム・ホンソンという生き方」 7月：「能登半島自身から半年被災地の今」 8月：「私は私らしく僕は僕らしく生きていたいねん」 9月：「お経の中の差別問題に向き合う」 10月：「外国籍の子どもの支援」 11月：「全ての性が輝いて生きられる社会へ」 12月：「児童養護施設鹿深の家の『普通』の子育て」 1月：「高齢者の社会参加と自立」 2月：「信楽から吹く風」 3月：「被差別部落の起源と今後の課題」	職員の人権課題について学びを深める貴重な機会として、この研修を含め様々な機会への参加を呼び掛けていく必要があります。	4
			「地域共生社会」の理念の周知	●広報活動、社会教育活動等を通じて、「地域共生社会」の理念の周知を継続的に推進します。また、学校教育等関係機関と連携し、全市児童生徒を対象とした福祉教育事業の実施に努めます。	関係各課	学級活動や総合的な学習の時間をはじめ、教育活動全体を通して福祉教育を実施するように学校へ啓発しています。(学校教育課)	各校の実態や発達段階に応じた指導が計画的に実施されるように、年間計画の充実を図る必要があります。(学校教育課)	4
			「障がい者週間」の広報・啓発	●市民の理解と認識を深めるため、12月3日～9日の「障がい者週間」の行事として、障がい者関係団体との連携を図りながら、障がいへの理解促進のための啓発記事を広報やホームページ等へ掲載します。	障がい福祉課	・広報りっとう12月号に障がい者週間と障害者差別解消法、合理的配慮などについての記事を掲載しました。 ・12月3日の人権文化事業(人権擁護課主催)の会場にて、障がい者週間の啓発と障がい福祉サービス事業所が作成した啓発品の配布を行いました。	より効果的な啓発について、関係団体と共に検討したいと思います。	3
		②人権学習の推進	市職員に対する研修の実施	●同和問題や障がいのある人をはじめ様々な人権問題に対する理解を深めるため、市職員を対象とした集合研修及び「じんけんセミナー」等への派遣研修を実施するとともに、各所属で人権・同和問題研修に取り組みます。	人事課、人権擁護課	・地域や学校、園において人権啓発リーダーの育成を目的とした人権啓発リーダー講座において市職員・教職員を合わせて298名の参加がありました。アンケートからは約96%の参加者からなんらかの場で学びを活かしたいという回答が得られました。(人権擁護課) ・新規採用職員を対象に、じんけんセミナーや人権文化事業への派遣研修を実施しました。(人事課)	・人権尊重のまちづくりに向けて、市職員や教職員が率先して人権啓発を進めていく必要があります。様々な場で差別をなくす主体者として啓発していくためにも、地区別懇談会や人権啓発リーダー講座等で学びを継続し、人権感覚を高めていくことが求められます。(人権擁護課) ・同和問題や障がいのある人をはじめ様々な人権問題に対する理解や知識をより一層深めるため、今後も引き続き職員研修を実施します。(人事課)	3
				●職員提案や研修後のアンケートの内容を研修に積極的に取り入れ、より効果のある実施に努めるとともに、職場研修では随時情報提供を行い、継続実施しやすい環境づくりに努めます。	人事課	・より効果のある研修になるよう、研修後にアンケートを実施し、次回研修に活かすよう努めました。職場研修では、滋賀県市町村職員研修センター等の研修教材一覧をデスクネットに掲載し、情報提供を行いました。	今後も引き続きより効果のある研修となるように、アンケート内容を研修に取り入れるよう努めます。	3

施策の方向	今後の取り組み			内 容	関係課	令和7年1月末現在取り組み状況	課題・今後の方向性など	評価
1 理解と交流の促進	(1)障がい理解のための啓発と人権学習の推進	②人権学習の推進	市職員に対する研修の実施	●市職員が積極的に各種研修会や地区別懇談会に参加し、障がいに対する理解の自己研鑽を行います。	人事課	新規採用者や次年度採用予定者、経験年数に応じた人権研修を実施しました(延べ参加人数636人)。	来年度も研修を実施します。	4
			民生委員・児童委員に対する研修の実施	●民生委員・児童委員に対して、障がいに対する理解を深めるための学習会や人権に関する研修を実施します。	社会福祉課	各学区民生委員児童委員協議会において、障がい者の共同作業所視察研修等を実施され、障がい者への理解を深めました。	障がい者差別等あらゆる差別の解消のため、継続した研修の実施が必要です。	3
			講演会の周知	●障がい者支援の関係機関が実施する講演会等の周知に努め、市民参加を求めることにより、障がいのある人に対する理解を深めていきます。	障がい福祉課	・11月8日、9日開催の「きょうされん第47回全国大会in滋賀」の後援と市長メッセージを送りました。 ・2月9日字幕付き映画「お終活 再春ラプソディ」上映会の後援と市役所でのポスター掲示を行い啓発しました。	今後も講演会等の開催予定があれば周知啓発を行います。	3
			障がい者関係団体に対する人権学習会の支援	●あらゆる人権問題に対する理解を深めるため、障がい者関係団体の人権学習会を支援します。	障がい福祉課	1月18日に連合会主催の防災についての研修会に障がい福祉課職員が参加し、災害時の備えや困りごとなどについて意見交換をしました。	今後も障がい者団体の人権学習会について開催にあたって、必要な支援を行います。	3
	(2)交流の機会の確保	①交流の機会の充実	地域行事への参加の促進	●地域で実施する各種事業に障がいのある人が参加しやすいよう、取組の周知を図るとともに、ボランティアの配置や会場の設営等に十分な配慮を行い、参加の促進を図ります。	関係各課	・聾話学校運営協議会にて、地域住民との取り組みについて、情報共有と今後の取りくみについて意見交換をしました。	防災訓練など、地域でともに取り組むべき事業について、関係課と共有していきます。	3
			交流の場・機会の確保	●障がいのある人との交流会等、障がいのある人への理解を深めるための積極的な取組を実施します。	関係各課	・8月3日にレクリエーションスポーツ大会を開催し、民生委員児童委員のみなさんと学生ボランティアなどとの交流を図りました。その他、ボウリング大会を7月、11月の2回開催し、レクスポと併せて合計515名の参加がありました。 ・11月28日に視覚障がい者生活行動訓練を実施。視覚障がい者8名、ボランティア10名が参加し、移動の支援について学びました。	お互いに理解を深めるために、障がいのある人、ない人どちらも参加できるように、継続して実施します。	3
	(3)福祉教育の充実	①福祉教育の充実	福祉教育読本の活用	●福祉教育読本「福祉のこころ」を活用し、福祉教育を進めるとともに、効果的な活用ができるよう内容等を検討していきます。	学校教育課	学級活動や総合的な学習の時間を中心に、福祉教育に関わる内容の資料として活用するように学校へ啓発しています。	より効果的な活用ができるように、発達段階に応じた指導や内容等の検討を進めていく必要があります。	3
			障がいのある人に対する理解の教育の充実	●アイマスク体験学習 [※] 等、障がいに対する理解と認識を培う学習を年間計画の中に位置づけるとともに、学習で学んだことが生活の中でいかせるよう、教育内容の充実に努めます。	学校教育課	各校の実態や児童生徒の発達段階に応じて、学級活動や総合的な学習の時間をはじめ、教育活動全体を通して障がい者理解を進めるための指導に取り組むことができています。	コロナ禍より引き続き、アイマスク体験等の実体験を通しての学習が少なくなってきたので、体験的に学ぶ機会の充実を図っていく必要があります。	4
			ふれあいの場・機会の充実	●障がいのある人とふれあったり、思いや願い等についての話を聞いたりすることを通して、障がいのある人の生き方を学ぶ機会の充実に努めます。	学校教育課	障がい者理解を進める指導の中では、障がいのある方と直接触れ合う学習を通して、いろいろな立場の方の思いを知り、「自分ができることは何か」を考える機会となるように実施しています。	学習を通して、「自分ができることは何か」を考えて実生活にいかしていくことができるように、さらに内容や指導の工夫が必要です。	3
			学校行事を通じた障がいに対する理解の促進	●学校行事やPTA行事・学校・学年通信等を通じ、障がいや障がいのある人に対する保護者や地域の人々の理解の促進を図るとともに、学習で学んだことが日常生活の中で実践できるよう、教育内容の充実に努めます。	学校教育課	障がい者理解の授業が終了した際には、学校だより、学年通信や学級通信などを通して、学習内容や児童生徒の学びの様子を保護者等にも知らせ、理解の促進を図ることができています。	学習内容の広報の仕方について、メールでの配信など今後検討を進めていきます。	4
			福祉に関する体験学習の充実	●総合的な学習等における福祉施設の訪問、車いす・手話等の体験学習の実施やチャレンジウィーク [※] 、キャリア教育 [※] における福祉施設での職場体験等のふれあいを通して、障がいのある人の思いや生き方を学ぶ機会の充実に努めます。	学校教育課	小学校では、総合的な学習の時間を中心に、アイマスクや車いす体験を行ったり、盲導犬を使っている方からお話を聞いたり手話を教えていただいたりする体験活動を実施しています。中学校のチャレンジウィークでは、全ての中学校で福祉施設を含めて職場体験を実施しています。	活動そのものにとどまることなく、障害のある方との交流を通して、児童生徒が自身の生き方を学べるような活動の充実を図る必要があります。	4
	(4)地域福祉活動の支援・連携	①地域における各種関係団体との連携	地域の関係機関との連携	●社会福祉協議会や民生委員児童委員協議会、地域振興協議会等地域の関係機関との積極的な情報交換や情報共有等により、つながりを強くすることで、地域に暮らす障がいのある人に対する市民の理解を深められるようにします。	障がい福祉課 関係各課	・大宝学区民児協主催で開催された視覚障がいについての勉強会に障がい福祉課職員が参加しました。視覚障害者福祉協会のみなさんを講師に迎えて、弱視や視野狭窄の見え方などを学び、視覚障がいへの理解が深まりました。	今後も地域と障がいのある人をつなげるために関係機関との連携を深めていきたいです。	3
		②ボランティア活動の推進	ボランティア活動の推進	●社会福祉協議会と連携し、ボランティア活動の参加につながるようボランティア活動に関する情報提供を積極的に行います。	障がい福祉課	・手話に関心のある人からの相談には、市内の手話サークルを紹介しています。 ・手話講座受講生に対して、希望者にはボランティア活動などの情報を案内します。	継続してボランティア活動の推進をします。	3

施策の方向	今後の取り組み			内 容	関係課	令和7年1月末現在取り組み状況	課題・今後の方向性など	評価
1 理解と交流の促進	(4)地域福祉活動の支援・連携	②ボランティア活動の推進	ボランティア人材の育成	●視覚障がい者生活行動訓練、障がい児・者レクリエーション・スポーツ大会等を通じて、ボランティア活動に興味を持ってもらえるように働きかけます。さらに、幼児期から障がいを通した福祉を学び体験する機会を提供するとともに、市内全域の小・中学校等に事業を周知します。	障がい福祉課	視覚障がい者生活行動訓練を実施して草津駅より電車とバスで近江八幡市まで出かけ外出の訓練につながりました。参加者18名(視覚障がい者8名、ボランティア10名)視覚障がいの参加者が固定化されていることから、参加者拡大を図り、視覚障がいの身障手帳を所持されている方へ個別に案内を送付しました。	参加者の高齢化が進んでいるため、若い参加者が増えるようにさらなる事業の周知が必要です。また、障がい福祉に関するボランティアに関心のある人を活動につなぐための様々なきっかけづくりが必要です。	3
		③障がい者団体への活動支援の充実	障がい者関係団体への活動支援	●障がい者関係団体等の重要性等を啓発し、団体活動の活性化と会員数の増大を図るとともに、市内における障がい者関係団体の把握に努め、各障がい者関係団体の自主的な活動を支援するための活動補助金を交付します。	障がい福祉課	団体について、障がい福祉のてびき、ホームページに掲載、窓口にチラシを設置するなど周知に努めました。また、6団体に補助金を交付しました。	団体の会員数が減少傾向にあり、活動できる会員が少なくなっています。今後も、団体の活動についての相談を受けるなど支援を継続します。	3
			家族会に対する活動支援	●家族同士の親睦や一般講演会開催の支援等、家族会の運営や活性化に向けての支援を継続して行います。	障がい福祉課	家族会への補助金の交付を行った。(実績 1件)	継続して支援を行います。	3
2 保健・医療の充実	(1)障がい理解の原因となる疾病の予防及び早期発見体制の充実	①疾病予防及び障がい等の早期発見のための体制整備	母子健康手帳の交付	●妊娠・出産または育児についての正しい知識の普及及び健康の保持増進のため、母子健康手帳を交付します。	こども家庭センター	母子健康手帳交付時に、アンケートや専門職による面談を実施し、伴走型相談支援を実施しました。 ・母子健康手帳交付 598件(1月末)	母子健康手帳交付時にアンケートや専門職による面談を実施し伴走型相談支援を実施します。	4
			妊婦に対する各種健診・助成の充実	●妊婦の健康の保持及び増進のため、医療機関において妊婦健康診査を実施するとともに、健診に対する助成を行います。	こども家庭センター	妊婦健康診査の基本健診の助成を増額(3,300円→5,000円)し、また産婦健康診査の助成を行いました。	引き続き、妊産婦健康診査の助成を行います。	4
			発達相談の実施	●個別相談を行い、必要に応じて発達検査及び発達を促す関わり方の助言を行います。	こども家庭センター	発達相談(すくすく相談)を実施し、保護者に対し発達を促す関り方の助言と必要に応じて関係機関と連携を図りました。 ・発達相談 延216件(1月末)	発達相談を行い、必要に応じて発達検査及び発達を促すかわり方の助言を行います。	4
			先天性代謝異常等検査の受診勧奨	●先天性代謝異常等の早期発見・早期治療をするため、先天性代謝異常等検査の受診を勧奨します。	こども家庭センター	母子健康手帳交付時などの機会を通じて、先天性代謝異常等検査の受診勧奨を行いました。	母子健康手帳交付時などの機会を通じて、先天性代謝異常等検査の受診勧奨を行います。	4
			保健指導の実施	●妊産婦や乳幼児の健康に関して、必要に応じた支援を行います。	こども家庭センター	各母子保健事業で相談を行い、必要に応じた支援を関係機関と連携を図りながら行いました。	各母子保健事業で相談を行い、必要に応じた支援を関係機関と連携を図りながら行います。	4
			就学時健康診断・定期健康診断の充実	●学校保健安全法に基づき、就学時健康診断・定期安全健康診断を実施し、一般疾病・障がいの早期発見に努めます。	学校教育課	就学時健康診断や、定期健康診断は法に基づき実施できています。	就学時健康診断における人員の確保や校園医との日程調整の難しさがあります。今後も法に基づき実施できる体制を維持していきます。	4
3 生活支援の充実	(2)医療体制とリハビリテーションの整備	①行政、保健、医療機関の連携強化	地域包括ケアシステム※の構築	●在宅の障がいのある人の日々の生活を支援するため、マネジメント機能を果たせる人材の確保を図るとともに、主治医や訪問看護師等の多職種間との連携を強化し、地域で生活できる地域包括ケアシステムの構築を図ります。	障がい福祉課	2月の自立支援協議会で、人材確保をテーマにグループワークを行いました。それぞれの立場での困りごと、取り組み、上手いいったことなどを情報共有しました。人材の定着も大きな課題であることがわかりました。また、事業所連絡協議会、県自立支援協議会でも人材確保、育成をテーマに情報交換しました。	人材の確保、育成については、地域全体の課題として広域での対策の検討も必要です。	2
				●在宅の障がいのある人の日々の生活を支援するため、マネジメント機能を果たせる人材の確保を図るとともに、主治医や訪問看護師等の多職種間との連携を強化し、地域で生活できる地域包括ケアシステムの構築を図ります。	長寿福祉課	地域包括支援センター及びケアマネジャーに対して、虐待予防、身体拘束適正化の研修及び介護給付費適正化研修を実施しました。また、ケアマネ連絡会において薬剤師との連携強化を図りました。	ケアマネジャーの人材確保のため施策を検討し実施します。引き続きマネジメントスキル向上のための研修を企画し、実施する必要があります。	4
				●在宅の障がいのある人の日々の生活を支援するため、マネジメント機能を果たせる人材の確保を図るとともに、主治医や訪問看護師等の多職種間との連携を強化し、地域で生活できる地域包括ケアシステムの構築を図ります。	健康増進課 こども家庭センター	・障がいがある方が、地域で生活できるよう障がい福祉課・保健所等の関係機関と連携を図り、必要時ケース会議に参加して支援内容の協議・検討を行いました。(健康増進課) ・母子保健事業を通じて障がいのある人の生活を支援するため、主治医や訪問看護師等の多職種と連携を図りました。(子ども家庭センター)	・支援が必要とされる対象者の生活を支えるため、多職種との連携を図る必要があります。(健康増進課) ・母子保健事業を通じて障がいのある人の生活を支援するため、主治医や訪問看護師等の多職種と連携を図ります。(子ども家庭センター)	4
			関係機関の連携強化	●多職種が連携・協働できるよう継続して協議・検討を行うとともに、関係機関と連携を図りながら相談支援を行います。	障がい福祉課	相談援助を行う中で、多職種連携が必要な場合や、連携を依頼された場合にはコーディネート役として関係機関とをつなぐ支援を行いました。連携を強化するため、関係課の会議に出席、関係機関とは定例の協議、事例検討などを行いました。	相談内容が多岐に渡るため、今後も関係課、関係機関、近隣市町と連携して取り組みます。	3

施策の方向	今後の取り組み			内 容	関係課	令和7年1月末現在取り組み状況	課題・今後の方向性など	評価
3 生活支援 の充実	(2)医療体制 とリハビリ テーションの 整備	①行政、保健、医療 機関の連携強化	関係機関の連携強化	●多職種が連携・協働できるよう継続して協議・検討を行うとともに、関係機関と連携を図りながら相談支援を行います。	長寿福祉課	在宅医療介護連携支援相談員(コーディネーター)による相談、多職種での事例検討会や協議の場を通じて、連携強化に努めました。多職種が連携を深める取り組みとして、今年度は在宅医療介護連携推進センター中心となっており、ケアマネジャーと訪問看護師が意見交換する場を2回もちました。	地域包括支援センターやケアマネジャーを中心に多職種間の連携強化を図れるよう、今後も様々な取り組みを行う必要があります。	4
				●多職種が連携・協働できるよう継続して協議・検討を行うとともに、関係機関と連携を図りながら相談支援を行います。	健康増進課 こども家庭センター	・ケース会議等で関係機関との連携を図るとともに、必要な支援を行いました。(健康増進課) ・各母子保健事業を通じ必要に応じて関係機関と連携を図りながら相談支援を行いました。(子ども家庭センター)	・支援が必要とされる対象者の生活を支えるため、多職種との連携を図る必要があります。(健康増進課) ・各母子保健事業を通じ必要に応じて関係機関と連携を図りながら相談支援を行います。(子ども家庭センター)	4
			初期救急医療の充実	●かかりつけ医制度を啓発するとともに、休日・夜間等の初期救急医療の充実を図ります。また、在宅医療や介護の現状についての情報が、市民に広く伝わるよう情報提供体制の拡充に努めます。	健康増進課	医療機関に委託して実施する予防接種や各種けん診の周知及び受診の機会を活用し、かかりつけ医制度の啓発に努めました。湖南広域休日急病診療所、二次救急・小児救急運営にかかる負担金を支出し、湖南地域医療圏域の救急医療体制の維持に努めました。休日救急歯科診療在宅当番医制事業において、年末年始における当番医制度を継続して実施しました。	今後も関係機関と協議をしながら、湖南圏域救急医療体制を維持していく必要があります。	4
					長寿福祉課	在宅医療、介護に関する情報が市民に伝わるよう、出前トークメニューの設定や中学校区毎に生き方カフェを開催しました。 ・生き方カフェ開催:3回連続 10月17日ゆうあいの家 28人 10月31日済生会看護学校体育館 40人 11月12日JAレーク滋賀 35人	市民が安心して在宅療養生活を送れるよう、引き続き、在宅療養支援やかかりつけの啓発についての情報提供を行っていく必要があります。	4
		②医療制度の周知と 利用促進	養育医療費の給付	●養育のため、指定養育医療機関に入院することを必要とする未熟児に対する養育医療費給付事業を行います。	こども家庭センター	入院に対する医療費を負担することで、必要な医療を提供することができました。	継続的に実施する必要があります。	4
			自立支援医療の給付	●育成医療 身体障がいのある児童に対し、その障がいを除去または軽減し、生活能力を得るために必要な育成医療費給付事業を行うとともに、制度の周知に努めます。	障がい福祉課	医療機関等より案内を受け相談・申請のあった保護者に対して制度説明を行いました。申請後は速やかに審査、支給認定を行いました。	身体障害者手帳取得の要件がないことから、医療機関との連携による対象者への制度周知が課題です。	3
				●更生医療 18歳以上の身体障がいのある人に対し、その障がいを除去または軽減し、生活能力を得るために必要な更生医療費を給付するとともに、他制度との併用等適正な運用についての啓発に努めます。	障がい福祉課	障害者更生相談所への判定依頼が不要な申請については、速やかに審査、支給認定を行いました。判定依頼が必要な申請については、速やかに判定依頼を行い、可能な限り迅速に支給認定ができるよう努めました。	新規・再認定申請や他制度との併用等適正な運用について、医療機関と連携して行うことが必要でです。	3
				●精神通院医療 通院による精神医療を継続的に必要とする人に対し、精神通院医療の支給を行うとともに、制度の周知に努めます。	障がい福祉課	精神障害者保健福祉手帳と自立支援医療(精神通院)の適切な給付により精神科への通院を必要とする人への安定した通院を実現しました。	新規・再認定申請など医療機関との連携による対象者への制度周知が課題です。	3
			福祉医療費の助成	●重度または中度の心身障がいのある人または精神に障がいのある人の医療費の一部(医療保険の自己負担額や高齢者の医療の確保に関する法律の一部負担金)を助成します。	保険年金課	重度・中度の障がいのある人の医療費の一部(医療保険の自己負担額や高齢者の医療の確保に関する法律の一部負担金)を助成及び重度・中度の精神障がいのある人の自立支援医療(精神通院医療)の自己負担額を助成することにより、経済的な負担軽減を図り、福祉と健康保持の向上に成果がありました。令和7年1月末現在対象者 障がい 878人 障がい老人(後期高齢者) 474人	制度に該当される方の申請漏れがないように引き続き関係課と連携を密にしていきます。	4
			アイバンク・腎バンクの普及 啓発	●厚生労働省が発行した臓器提供意思表示カードを窓口設置し、アイバンクや腎バンクの普及啓発を図ります。	健康増進課	厚生労働省が発行した臓器提供意思表示カードを窓口設置し、アイバンクや腎バンクの普及啓発を図りました。成人式において啓発冊子を設置し啓発を図りました。	まだまだ、臓器の提供は少なく、普及啓発を継続していく必要があります。	4
				●厚生労働省が発行した臓器提供意思表示カードを窓口設置し、アイバンクや腎バンクの普及啓発を図ります。	保険年金課	窓口カウンターにリーフレットと意思表示カードを備え、来庁者に制度周知を行いました。	臓器提供への関心を高めるため、普及啓発を継続していく必要があります。	3
		③難病患者に対する 支援の充実	難病患者に対する支援	●難病患者に対する支援等の情報提供を行います。また、療養相談については、保健所や滋賀県難病相談・支援センターとの連携を図ります。	障がい福祉課	必要なサービスや支援が受けられるように、保健所や病院等と連携しながら対応しました。	引き続き、関係機関と連携して対応していくことが必要です。	3

施策の方向	今後の取り組み			内 容	関係課	令和7年1月末現在取り組み状況	課題・今後の方向性など	評価
3 生活支援 の充実	(2)医療体制 とリハビリ テーションの 整備	③難病患者に対する 支援の充実	難病患者に対する支援	●難病患者に対する支援等の情報提供を行います。 また、療養相談については、保健所や滋賀県難病相談・支援センターとの連携を図ります。	健康増進課 こども家庭センター	・障がい福祉課をはじめ、保健所と連携をして必要な支援を行いました。(健康増進課) ・医療機関と連携を図りながら支援を行いました。(子ども家庭センター)	対象者を把握している保健所と連携し、必要な支援や情報提供を行う必要があります。(健康増進課) 引き続き、情報提供や関係機関と連携を図ります。 (子ども家庭センター)	4
				●難病患者に対する支援等の情報提供を行います。 また、療養相談については、保健所や滋賀県難病相談・支援センターとの連携を図ります。	長寿福祉課	ケアマネジャーが、障がいのサービスや介護保険サービスを活用し、必要な支援を行いました。 必要時、滋賀県難病相談・支援センターとの連携が図れるよう、ケアマネジャーを後方支援する地域包括支援センターに滋賀県難病相談・支援センターが行う研修会などの情報提供を行いました。	ケアマネジャーが難病患者に対して適切な支援を行えるよう、県からの情報を発信するとともに地域包括支援センター等による後方支援を引き続き行う必要があります。	4
			日常生活用具の給付	●難病患者や家族の支援を行うため、医療機関等との連携を図りながら、容態に応じた日常生活用具の給付を行います。	障がい福祉課	医療機関等と事前に連絡、調整を行い、円滑に日常生活用具が給付できるよう努めました。	身体障害者手帳取得の要件がないことから、医療機関等との連携による対象者への制度周知が課題です。	3
	(1)経済的自立支援の充実	①各種経済的自立支援制度の周知と充実	障がい基礎年金の支給	●国民年金の被保険者期間中や60歳から65歳未満に初診日がある病气やけがで障がいになった時に、その障がいの程度により障がい基礎年金を支給するとともに、18歳までの子どもを扶養している時は加算額を加えます。また、障がい基礎年金の裁定につなげるため、関係課や年金事務所と連携し、制度の一層の周知に努めます。	保険年金課	窓口での相談を行うほか、障がい福祉課や社会福祉課と連携し、障害者手帳交付時や生活相談時に障害年金の制度説明や相談を行いました。 令和7年1月現在 相談件数：74件 請求受付：17件	引き続き年金事務所や他課との連携のもと、制度周知・啓発に努めていきます。	3
			特別障がい者手当の周知・利用促進	●日常生活に常時特別の介護を要する20歳以上の在宅の障がいのある人に対し、特別障がい者手当の周知及び、利用促進を継続し、重度の心身障がいによって生ずる特別な負担の軽減を図ります。	障がい福祉課	市のホームページ、手帳新規取得時、障がい程度変更などで該当になる可能性のある人や家族に対して窓口で制度説明を行いました。難病や認知症など手帳を取得していない人の家族や支援者からの相談を受け、説明を行いました。(受給者 69名)	継続的に実施する必要がある。手帳を所持していない対象者への制度周知について関係課と連携して対応する必要があります。	4
			障がい児福祉手当の周知・利用促進	●20歳未満の重度の心身障がいのある児童に対し、障がい児福祉手当の周知、利用促進を図り、重度の心身障がいによって生ずる特別な負担の軽減を図ります。	障がい福祉課	市のホームページ、手帳新規取得時、障がい程度変更などで該当になる可能性のある人の家族に対して、窓口で制度説明を行った。また、子育て支援ガイドに制度について掲載し、手帳所持していない子の保護者にも制度について知ってもらえるようにしました。(受給者 43名)	継続的に実施する必要がある。手帳を所持していない対象者への制度周知について関係課と連携して対応する必要があります。	4
		①各種経済的自立支援制度の周知と充実	心身障がい者扶養共済制度の普及	●障がいのある人を扶養する保護者等が障がいのある人の将来の自立を助長するため、相互に掛金を出し合い年金・弔慰金を支給する心身障がい者扶養共済制度について、関係団体と連携を図り、普及を促進します。	障がい福祉課	障がい福祉のてびきに掲載しています。市窓口に相談があれば、県育成会、県身障福祉協会などと連携して対応しています。	引き続き、制度の啓発と関係機関との連携が必要で	3
			各種減免・無料制度の周知	●各種税金の減免、NHK放送受信料、郵便物の減免及びNTT無料番号案内の周知を図ります。また、障がいの種類や程度に合わせた周知方法を検討します。	各関係機関	栗東市障がい福祉課作成の「障がい福祉のてびき」に制度案内を記載し、手帳交付時に制度周知を行いました	引き続き、必要な情報提供を行います。	4
			児童扶養手当の支給	●児童の父または母が重度の障がいの状態にある場合、父または母に児童扶養手当を支給し、児童の福祉の増進を図ります。	子育て支援課	○児童の父または母が重度の障がいの状態にある場合、母または父に児童扶養手当を支給しました。(R7.1.31現在 受給者 2人) ○対象児童に中程度以上の障がいがある場合、20歳まで延長して手当を支給しました。(R7.1.31現在 対象児童 3人)	引き続き、関係課との連携、情報共有を行い、児童扶養手当の対象となる可能性がある場合には個別に制度説明を行うなど、制度の周知広報に取り組みます。	4
			特別児童扶養手当の支給	●20歳未満の在宅中程度以上の心身障がいのある児童を養育している保護者等に特別児童扶養手当を支給し、在宅心身障がい児の福祉の増進を図ります。	障がい福祉課	手帳新規取得、障がい程度変更などで該当になる可能性のある人の家族に対して窓口で制度説明を行いました。病院等で制度の紹介を受けた手帳を取得していない人の家族や支援者からも相談を受け、説明を行いました。(新規申請者数 21名、受給対象者 180名)	手帳の取得は受給の条件ではないため、手帳の取得時の説明だけでは足りず、検診時やサービス利用の相談時などに制度の紹介を行っていく必要があります。	4
			就学経費の一部支給	●小・中学校の特別支援学級※に就学する児童生徒の保護者等の経済的負担を軽減するため、就学に必要な経費の一部を支給します。	学校教育課	特別支援教育就学奨励費として、経済的負担軽減のため、経費の一部補助ができました。	今後も保護者の経済的負担軽減のために、本事業を継続していくための予算確保をしていかなければなりません。	4

施策の方向	今後の取り組み			内 容	関係課	令和7年1月末現在取り組み状況	課題・今後の方向性など	評価
3 生活支援 の充実	(2)在宅福祉 サービスの充 実	①在宅福祉サービスの 充実	訪問入浴サービスの実施	●寝たきりなど、在宅の重度障がいのある人で入浴することが困難な人に対して、訪問入浴サービスを実施します。	障がい福祉課	訪問入浴サービスを実施することにより、利用者の身体の清潔保持、心身機能の維持と家族の介護負担の軽減につながりました。(利用者 5名)	サービスが必要な人が利用できるよう関係機関等への制度周知が課題です。	3
			紙おむつ購入費の助成	●在宅の常時紙おむつを必要とする重度障がいのある人(児)に対して、紙おむつ購入費を助成します。また、制度の周知を図ります。	障がい福祉課	紙おむつ購入費用を助成することにより、利用者の衛生の向上と介護者の経費の負担軽減につながりました。	対象者への案内、広報での周知に努めます。	3
			補装具費の支給	●身体障がいのある人の日常生活や社会生活の向上を図るため、身体の失われた部分や障がいのある部分を補う補装具費の支給を行います。また、障害者更生相談所と連携を密にし、補装具の必要性の見極めを行います。	障がい福祉課	支給決定に際し、障害者更生相談所への判定依頼が不要な申請については、速やかに審査、支給認定を行うとともに、障害者更生相談所の判定を要する場合にはあらかじめ申請者に時間を要する旨を説明するとともに、判定依頼の作成を迅速に行うなど、可能な限り早急な支給決定に努めました。	必要性の調査においては、本人・家族・納入事業者・医療機関等への聞き取りを主に実施しましたが、必要に報じて面接や訪問による調査の機会を増やさなければなりません。	4
			日常生活用具の給付	●在宅の障がいのある人に対し、日常生活の便宜を図るため、特殊寝台等の障がい部位に応じた用具を給付します。	障がい福祉課	事前に給付相談があった場合は、関係機関等と連絡、調整を行い、円滑に日常生活用具が給付できるよう努めました。	給付基準額や給付対象の整理、見直しが課題です。	3
			夏期休暇期間中の日中一時支援事業の利用促進	●市内在住の小・中学校特別支援学級、または特別支援学校に通う子どもが、日中一時支援事業の利用により、夏期休暇期間中の余暇時間の有効活用と、規則正しい生活習慣を維持することができるよう、夏期休暇期間中の日中一時支援事業の利用を促進します。	障がい福祉課	放課後等デイサービスと役割が重複しており、事業開始当初は少なかった放課後等デイサービス事業所の増加に伴って需要が減少したことから、夏季休暇の加算を廃止しました。	通常の日中一時支援事業としては継続して実施します。	3
			緊急通報システムによる緊急時対応の整備	●民生委員・児童委員との連携と情報共有を進め、「緊急通報システム」等による通報手段等の確保を図り、緊急時の対応の整備を図ります。	長寿福祉課	現在、91世帯（令和7年1月末）の高齢者宅に緊急通報システムを設置し、緊急時の対応を図っています。（令和6年4月～令和7年1月末新規：9件）	ひとり暮らし高齢者等が在宅で安心して生活が送れるよう、引き続き緊急通報システムの啓発を行う必要があります。	4
				●民生委員・児童委員との連携と情報共有を進め、「緊急通報システム」等による通報手段等の確保を図り、緊急時の対応の整備を図ります。	障がい福祉課	「障がい福祉のてびき」や市ホームページに制度案内を掲載し、制度周知を行いました。	引き続き障がい福祉のてびき、市ホームページを活用し、制度の周知に努めます。	2
			在宅福祉サービスの充実	●在宅福祉サービスの周知や事業者の拡大及び質の向上を図ることにより、日常生活を営むことに著しく支障のある重度障がいのある人の日常生活を支援します。家庭介護が困難になった場合や、介助者の休養等のための一時的なショートステイや日中一時支援等による支援を行います。	障がい福祉課	本人や家族からの相談に応じ、必要なサービスが利用できるように支援を行いました。また、この数年間で市内のショートステイ事業所が増加しています。(現在、5カ所)	緊急時においてサービス調整が困難な場合もあることから、関係機関と連携して緊急時に備えた支援を検討していく必要があります。	3
		①在宅福祉サービスの 充実	障がい者地域活動支援センターの充実	●障がい者地域活動支援センター機能強化事業により、栗東市身体障害者デイサービスセンターにおいて、在宅の障がいのある人に対して、創作活動や社会との交流の促進、入浴サービス等を行います。	障がい福祉課	栗東市身体障がい者デイサービスセンター(なごやかセンター内)の延べ利用者数は567人が利用しました。(R6.12末)	入浴目的の人が多いですが、重度の障がいのある人の学校卒業後の過ごしの際の1つとしての役割も大きくなっています。	3
			外出支援の充実	●屋外での移動に困難がある障がいのある人について、外出のための介護を行い、社会参加の促進を図ります。	障がい福祉課	行動援護、同行援護の自立支援給付のサービス提供又は、地域生活支援事業の移動支援の活用により、社会参加の促進を図りました。	市内に同行援護のサービス事業所が少ない現状にある。	3
			各種割引制度の周知	●民間バス運賃の割引、JR運賃の割引、航空運賃の割引、有料道路通行料金の割引、タクシー料金の割引等の制度の周知に努めます。	障がい福祉課	障がい福祉のてびきに掲載し、手帳取得時に説明しました。また、令和7年4月から精神障害者保健福祉手帳所持者が、JRの割引対象となることから、窓口等での周知を行っています。	できる限り最新の情報を提供できるよう努めています が、公共交通機関などそれぞれの機関で割引を実施しているため、市の窓口では詳細な情報まで提供することが難しい場合もあります。	3
		②障がい福祉サービスに関するニーズの 把握	ヒアリング等によるニーズの把握	●必要に応じて、各種関係団体等へのヒアリングを行い、ニーズの把握に努めます。	障がい福祉課	・SIDEの会、ひまわりの会(いずれも障がい児者の親の会)、野洲擁護学校PTAとの懇談会を行い、現状と課題について意見交換しました。 ・きょうされんと懇談会を行い、障がい福祉サービス事業所の現状と課題に対する要望を受けました。	社会資源は徐々に増えてきていますが、マッチングの難しさが課題としてあります。	3
			関係団体等との連携によるニーズの把握	●民生委員・児童委員等の地域の団体と連携し、障がいのある人のニーズの把握に努めます。	障がい福祉課	地域における情報を把握するにあたり、必要に応じて民生委員等との連携を図りました。	自ら支援を求めてこられない人もおられることから、民生委員と連携を図りながら、ニーズの把握に努めていきます。	3

施策の方向	今後の取り組み			内 容	関係課	令和7年1月末現在取り組み状況	課題・今後の方向性など	評価
3 生活支援 の充実	(3)地域生活 支援拠点の 整備と施設設 備の推進	①地域生活支援拠点 の整備	地域生活支援拠点の整備	●障がいのある人の生活を地域全体で支えるため、サービス提供事業者等の関係機関と連携し、地域生活支援拠点の設置及び機能の充実を図ります。	障がい福祉課	行政担当者会議では、作成したガイドラインの見直し(報酬改定のため)や周知、啓発方法について協議しました。特定相談支援(計画相談)と短期入所の事業所から働きかけ、登録事業所が少しずつ増えています。	今後は訪問系の事業所へも周知、働きかけを行い登録してもらえるようお願いしていきます。	3
		②施設整備の促進	重症心身障がい者通所施設等の整備	●重症心身障がい者通所施設等の整備を湖南圏域において推進します。	障がい福祉課	社会福祉法人びわこ学園と重症心身障がい者通所施設整備にあたり、運営上の課題などについてヒアリングを行いました。	適切な時期に開所できるよう湖南4市で協議を進めています。	3
	(4)手話の啓 発・普及、コ ミュニケー ション支援の 充実	①手話の啓発・普及	手話に対する理解及び普及	●啓発講座や研修の実施、パンフレット作成等により、手話を言語として認識しろう者への理解を深める取組を行います。	障がい福祉課	人権擁護課主催の人権文化事業の会場(さくら)で、市長、副市長、市議会議員が1人ずつ手話であいさつやありがとうなどを表現した動画を流しました。動画作成にあたり、障がい福祉課が協力しました。	市民が集う様々な場所においての啓発について、当事者団体と協力して啓発に努めていきたいです。	3
			手話を使用しやすい環境づくりに関する取組	●手話学習者を増やすことや、行政情報等を手話で提供するなど、手話を使用しやすい環境整備の取組を行います。	障がい福祉課	手話講座(基礎課程)を開催しました。(全部で15名が受講、14名が修了)昨年度の入門課程から継続して受講した人が12名でした。 ・サークルや地域のろう者とも交流するきっかけとなりました。 ・議事課主催で市議会と高校生とのワークショップを開催し、県立聾話学校高等部の生徒に対して、議会の手話通訳のデモンストレーションを行いました。	手話講座修了生にはボランティア活動などを希望する人が多いですが、中には手話通訳者を目指す人もおり、継続して学べる場が必要です。	4
			聴覚障がい児の手話の獲得に関する取組	●聴覚障がい児にとって、乳幼児期から手話を獲得することが重要であることから、情報提供や機会の確保を図る取組を行います。	障がい福祉課	・新たに聴覚障がいの手帳を取得された子どもの保護者に対して、窓口で手話に関する情報提供を行いました。また、手話教室など新たな情報があれば、その都度個別に情報提供しています。	今後も引き続き、情報収集し、タイムリーに提供できるよう努めます。	3
		②コミュニケーション 支援の充実	多様なコミュニケーション手段の理解、及び利用促進の取組	●多様なコミュニケーション手段(手話、触手話、接近手話、要約筆記、筆談、点字音訳、代筆、指点字、平易な表現、絵図、代用音声等)の理解、利用促進に取り組むとともに、障がいのある人のニーズの把握を行います。	障がい福祉課	2月5日に市職員向けに「発達障がい・知的障がいについて」の研修を行いました。(参加者77名)発達障がい・知的障がいがある人の特性を体験し、コミュニケーションを取る際のポイントについて学びました。	市職員として、障がい特性を理解して対応ができるように今後も様々な障がいをテーマに研修を行います。	3
			手話通訳者、要約筆記者の派遣	●対象者の把握を行うとともに、聴覚障がいのある人に対し、手話通訳者、要約筆記者を派遣します。	障がい福祉課	市のホームページに掲載するとともに手帳交付時に制度周知を行いました。(実績 延べ派遣件数140件)	今後も必要な人が利用できるよう周知が必要です。	4
				●遠隔手話通訳(筆談)ができる環境を整えていきます。	障がい福祉課	社会福祉法人滋賀県聴覚障害者福祉協会と遠隔手話通訳にかかる契約を締結するとともに、遠隔手話通訳を実施するためのタブレット端末を導入しています。LINEのビデオ通話も対応しています。	対応できるように環境を整えます。	3
			盲ろう者通訳・介助者の派遣	●対象者の把握を行うとともに、盲ろう者通訳・介助者の派遣について検討します。	障がい福祉課	県事業の上限を超える対象者については、市でも派遣できるよう整えています。	申請に応じて派遣をします。	3
			市役所における手話通訳ができる職員の配置	●市役所に手話通訳ができる職員を配置します。	障がい福祉課	専任手話通訳者1名を配置しています。複数配置を目指して、年に数回(7月、11月など)募集をしています但応募者がいない状態が続いています。令和7年度7月採用についても募集予定をしています。	引き続き、会計年度任用職員の雇用も視野に入れて複数配置ができるよう、応募要件の見直しなど人事課とも連携して取り組みます。また、手話通訳者の団体などにも積極的に働きかけていきます。	2
			「耳マーク表示板」、「筆談 ボード」の活用	●聴覚障がいのある人が公共機関の窓口で安心してコミュニケーションが図れるように、市役所等に「耳マーク表示板」や「筆談ボード」を設置します。	障がい福祉課	市役所窓口には「耳マーク」「筆談マーク」と「筆談ボード」を設置しています。	マークの設置だけではなく、職員が窓口で多様なコミュニケーション手段に対応できるよう、研修などの機会で障がい特性などへの理解を深める取り組みを進めていきます。	3
				●手帳交付時等に「耳マーク」の周知に努めます。また、市職員にも「耳マーク」の周知を行います。	障がい福祉課	手帳交付時に障がい福祉のてびきにて、耳マークの案内、周知をしています。希望する人には申請無しで渡せるようにしています。	今後も様々な方法で周知に努めます。	3
				●銀行や病院等の公共的機関へも「耳マーク」の設置を働きかけ、聴覚障がいのある人のコミュニケーションを支援します。	障がい福祉課	市の出先機関には「耳マーク」「筆談マーク」の設置を進めていますが、調べると、市内金融機関や大手のスーパー、コンビニでは耳マーク設置、コミュニケーションポートを活用している店舗が多くありました。	未設置のところには働きかけが必要です。	3

施策の方向	今後の取り組み			内 容	関係課	令和7年1月末現在取り組み状況	課題・今後の方向性など	評価
3 生活支援 の充実	(4)手話の啓 発・普及、コ ミュニケー ション支援の 充実	②コミュニケーション 支援の充実	多様なコミュニケーション手 段を学ぶ機会の提供	●広く市民に向け、多様なコミュニケーション手段を 学ぶ機会(手話、点字、要約筆記等)の情報提供をす るとともに、手話の普及を図るために「手話講座」を 開催し、手話や聴覚障がい理解のある人材育成に 努めます。また、講座開催にあたっては、開催期間や 時間等の工夫に努め、参加者の増大を図ります。	障がい福祉課	(※再掲) 手話講座(基礎課程)を開催しました。(15名が受講、14名が修 了) サークルや地域のろう者とも交流するきっかけとなりました。	(※再掲) 手話講座修了生にはボランティア活動などを希望す る人が多いですが、中には手話通訳者を目指す人も おり、継続して学べる場が必要です。	3
			合理的配慮の実施について の周知・啓発	●コミュニケーションにおける合理的配慮の実施に ついて、市民や事業者に対して周知・啓発を行いま す。	障がい福祉課	障がい者週間に合わせて、障害者差別解消法および事業者の合 理的配慮の義務化について広報りっとう12月号に掲載しまし た。	コミュニケーションボードやアプリなど、手軽に活用 できるツールも増えてきていることについての啓発 も必要です。	3
			学校等の教育における多様 なコミュニケーション手段に 接する機会の提供	●学校等の教育現場において、子どもたちが手話、 点字等の多様なコミュニケーション手段に接すること は、教育段階で理解したり、利用の促進を図ることが できることから、教育活動の中で、多様なコミュニ ケーション手段に接する学習を取り入れるよう努め ます。	障がい福祉課	手話サークル「手と手」さんが、小学校や学童などで手話教室を 実施しています。	サークル活動を充実させるために必要な支援を検 討します。	3
				●学校等の教育現場において、子どもたちが手話、 点字等の多様なコミュニケーション手段に接すること は、教育段階で理解したり、利用の促進を図ることが できることから、教育活動の中で、多様なコミュニ ケーション手段に接する学習を取り入れるよう努め ます。	学校教育課	学級活動や総合的な学習の時間において、手話や点字について の学習を取り入れている学校もありますが、各校において実施 状況は異なります。	より多くの学校で実施していくためには、発達段階 や各校の実態に応じて、教育課程の編成の中で計 画的に進めていく必要があります。	3
				●学校等の教育現場において、子どもたちが手話、 点字等の多様なコミュニケーション手段に接すること は、教育段階で理解したり、利用の促進を図ることが できることから、教育活動の中で、多様なコミュニ ケーション手段に接する学習を取り入れるよう努め ます。	幼児課	障がいの有無にかかわらず、子どもの実態把握に努め、園での生 活や遊びを大切にしながら、インクルーシブな社会の構築を目標 にし、互いに認め合い共に育つ保育教育をすすめました。	支援を必要とする子どもの実態をしっかりと把握 し、保育をすすめていくことができるように、職員の 資質向上に努めていく必要があります。	4
	(5)情報提供 の充実	①様々な手段による 情報提供の充実	障がいのある人に配慮した 情報提供	●利用者が必要とする情報を必要な時に確実に提供 できるよう、事前の情報収集に一層努めるとともに、 広報紙においては、各課からの情報や取材内容が読 みやすくかつ伝わりやすくなるよう、デザインや文 字、色の使い方等に配慮し、引き続き工夫に努めま す。	広報課	広報紙の作成にあたっては、伝えたい事柄が一目で分かるよう に、レイアウトや色使いを工夫し、また文字が見やすいように UDフォントを採用するなど、誰もが読みやすい紙面となるよ う努めました。	必要な人に必要な情報が届くよう、引き続き様々 な媒体を用いて、わかりやすい情報提供に努めま す。	3
				●ホームページではウェブアクセシビリティ※の向上 に一層努めるなど、だれにもやさしい情報発信に努 めます。	関係各課	ウェブアクセシビリティに配慮したページとなるよう、各所属 に対する指導・啓発に努めました。(広報課)	引き続き公開しているページが達成基準を満たし ているか否かを確認し、問題点の把握に努めま す。(広報課)	3
			音訳や点字による広報の充 実	●視覚障がいのある人のコミュニケーション支援の 手段として、音訳や点字による広報の充実を図りま す。	広報課	視覚障がいのある人向けに点字・音声の広報を作成しお届けす るとともに、音声ファイルを「声の広報」、点字データを「点 字広報」として毎月市ホームページに掲載しました。	点訳、音訳を必要とする人に活用していただける よう、引き続き周知を図っていく必要があります。	4
				●視覚障がいのある人のコミュニケーション支援の 手段として、音訳や点字による広報の充実を図りま す。	議事課	引き続き「議会だより」の点訳・音訳を行うとともに、栗東市議会 ホームページで、点訳版・音声版を掲載し、幅広い情報提供に努 めました。	「議会だより」のみならず、議会活動や傍聴など、必 要としている人に必要な情報が届けられるよう議 員とともに議会改革に取り組んでいく必要があります。	4
			各種手帳交付の周知	●身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉 手帳の取得目的の啓発に努めるとともに、各種サー ビスの提供による障がいのある人の自立支援・社会 参加の促進・福祉の向上を図ります。	障がい福祉課	窓口や電話での手帳取得に関する相談があった場合は、手帳取 得による各種制度の利用やサービスの提供について、幅広く説 明、案内をするようにしています。	今後も必要な情報提供を行います。	4
			「ハートプラスマーク」「ヘル プマーク」「ヘルプカード」の 発行	●内部障がい等に対する社会的理解を促進し、目 に見えない障がいにより生じる不利益を解消するた め、「ハートプラスマーク」「ヘルプマーク」「ヘルプカ ード」を発行します。	障がい福祉課	障害者手帳取得の際に必ず案内し、希望する人には渡していま す。また、「ヘルプマーク」「ヘルプカード」については、障がいの有 無に関わらず対象としているため、窓口で希望が合った場合に 配布できるよう、長寿福祉課、なごやかセンターでも配布してい ます。	今後も必要な人に渡せるようにします。	4
			「障がい福祉のてびき」の発 行	●障がいに対する正しい知識と理解を得るため、よ り見やすく便利なものとなるよう改訂版「障がい福祉 のてびき」を発行し、障がい福祉サービスの周知を行 います。	障がい福祉課	手帳取得の際に、てびきでその人が該当する制度やサービスな どを説明しています。内容に変更があった場合はその都度、更新 しています。	今後も必要な情報提供を行います。新たな情報等、 変更があれば都度更新に努めます。	4

施策の方向	今後の取り組み			内 容	関係課	令和7年1月末現在取り組み状況	課題・今後の方向性など	評価
3 生活支援の充実	(5)情報提供の充実	②障がいの特性に応じた情報提供の充実	視覚障がいのある人に対する朗読サービスの実施	●視覚障がいのある人に対して、音訳ボランティアによる図書館・自宅での朗読サービスを実施するとともに、ボランティアの養成・増員に努めます。	図書館	利用者の求めに応じて対面朗読を実施しました。2名の方が利用され、21回実施しました。	必要な方に利用していただけるよう、さらに周知をはかるとともに、引き続き、ボランティアの研修機会を提供し、技術向上をサポートします。	3
			市の広報紙等の点訳・音訳	●点字・音訳による広報の周知に取り組みます。また、音声広報については、CD版の音声広報による情報提供を行うなど、利用者のニーズに対応した利用しやすい情報提供の環境整備に努めます。	広報課	点訳、音訳のボランティア団体と関係課との意見交換会を開催し情報の共有を行うことで、より利用しやすいものとなるよう努めています。	点訳、音訳を必要とする人に活用していただけるよう、引き続き周知を図っていく必要があります。	4
				●点字・音訳による広報の周知に取り組みます。また、音声広報については、CD版の音声広報による情報提供を行うなど、利用者のニーズに対応した利用しやすい情報提供の環境整備に努めます。	議事課	「りっとう議会だより(大きな栗の木の下で)」の点訳、音訳を行い、点字紙面や音声CDによる情報の発信に努めました。また、関係課合同による点訳・音訳ボランティア等との意見交換会を10月に開催し、さらに充実した取り組みができるよう協議を行いました。	様々な手段による情報提供の方法や障がいの特性に応じた情報提供のあり方について、関係各課や市民の声を聞き、さらに検討を進めていく必要があります。	4
			図書館蔵書の点訳・音訳	●市民から依頼があった場合は、蔵書等を音訳や点訳するとともに、ボランティアの養成・増員に努めます。	図書館	デジジー図書(デジタル録音図書)を289点、点字資料を29点提供しました(他館取り寄せ資料を含む)。CDブック11タイトル(12点)、大活字本(大きな字で書いてある本)19タイトル(36冊)を購入し、弱視の方への支援をはかりました。	利用者が求める資料を的確に提供できるよう、ニーズの把握に努めます。	3
	(6)総合相談機能の充実	①一貫した相談体制の充実・強化	地域活動支援センターとの連携による相談支援体制の充実	●相談支援に関する市との情報共有を図るとともに、計画相談についても特定相談支援事業所との連携も含め、連動した総合的な相談支援体制の充実に努めるなど、支援の必要性に応じた適切な支給決定の実施に向けた取組を進めます。	障がい福祉課	関係機関と連携しながら必要な支援が受けられるように適切な支給決定を行いました。	特定相談支援事業所の数が不足しており、セルフプランの人が多い現状です。	3
			栗東市障がい児・者自立支援協議会の活性化	●関係機関の連携の緊密化とともに地域の実情に応じた体制整備について協議を行うことで、障がいのある人等への支援体制の整備を図ることを目的とする自立支援協議会の運営の活性化を図ります。	障がい福祉課	2か月に1回、自立支援協議会定例会を開催し、毎回異なったテーマに基づいて、話題提供によって理解を深め、意見交換を行いました。	自立支援協議会定例会への欠席が続いている機関もあり、意見を話される機関が固定化されつつあるため、多くの機関が主体的に参加できるような工夫が必要です。	2
		①一貫した相談体制の充実・強化	就学相談の機会の充実	●就学相談における相談員や相談時間の確保に努め、就学相談の機会の充実に図ります。	学校教育課	学識経験者や医療関係者などの専門的な知識を有しておられる方を就学支援委員として委嘱し、年間3回の就学相談会を開催しました。また、各校への巡回相談の機会を通して、適切な指導や支援の方法について助言を行いました。	今後、相談件数の増加やニーズの多様化・複雑化が予想されます。就学支援委員の確保や相談時間の調整について検討が必要です。	4
			基幹相談支援センターの充実	●障がいのある人が総合的、専門的な相談支援を受けられるよう、基幹相談支援センターの相談支援体制の充実に図ります。	障がい福祉課	総合的、専門的な相談支援を受けられるように、基幹相談支援センターをみらいくへ委託しています、基幹相談支援センターにおける令和6年上半年期の相談件数は3962件(実人数は94人)でした。	国や県が示す仕組みにおける基幹相談支援センターへ求められている役割が果たせるよう、事業運営についての協議が必要です。	3
			切れ目のない相談支援体制づくり	●障がいのある人のライフステージに応じて適切な支援が受けられるように、関係課や関係機関との連携の強化を図ります。	障がい福祉課	ケース会議や同行訪問により、関係機関と連携して支援を行いました。	高齢障害者については、65歳になる前から長寿福祉課や地域包括支援センターと連携を図れるようなくみをつくり、切れ目のない支援ができるようにします。	3
				●障がいのある人や子どもが、個々の状況に合わせた適切な相談支援を受けられる体制の充実に図ります。	関係各課	園や小中学校、関係機関が連携を図りながら、切れ目ない支援の充実に図っています。(学校教育課)	安心して就学し学校生活を過ごすことができるように、入学前の引き継ぎ会や入学後の連絡会等について、よりよい実施時期や持ち方を検討していく必要があります。(学校教育課)	4
		②身近な相談体制の充実	障がいのある人の身近な相談支援	●心身障がい者相談員の質の向上を図るために研修会を開催し、広報等による啓発を行います。	障がい福祉課	県主催の研修会への参加により質の向上を図りました。身障相談員…特殊詐欺についての研修と各市相談員の意見交換会に参加しました。知的相談員…3名参加。親なき後の経済的な問題についての研修に参加しました。	今後も相談員としての力量をつけてもらうよう取り組みます。	2
				●「滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例」に基づき、障がいを理由とした差別があっても、自身で相談することが難しい人の代弁するなどにより、障がい者の権利を擁護し、障がい者差別解消相談員につなぐ役割を担う「地域アドボケーター」を配置し、障がい者差別の解消に取り組みます。	障がい福祉課	地域アドボケーターを市内で2名設置しています。アドボケーターからの相談があれば対応しています。	地域アドボケーター、県の障がい者差別解消相談員などの関係者と連携し障がい者差別の解消に努めていきます。	3
			民生委員・児童委員による身近で適切な相談支援	●民生委員・児童委員が地域での相談に適切に対応できるよう、年間を通して研修、情報交換の機会を設け、特に新任民生委員・児童委員に対して、研修を実施するなどの支援を行います。	社会福祉課	各学区民生委員児童委員協議会、調査研修部会において研修を実施されました。	民生委員児童委員協議会での研修を継続して実施するとともに、来年度の一斉改選後に実施される新任研修等の外部研修にも必要に応じて参加します。	3

施策の方向	今後の取り組み			内 容	関係課	令和7年1月末現在取り組み状況	課題・今後の方向性など	評価
3 生活支援の充実	(6)総合相談機能の充実	②身近な相談体制の充実	民生委員・児童委員による身近で適切な相談支援	●複合的な課題を抱えた人に対して、各課、関係機関、団体との連携による相談窓口を設置し、支援を行います。	社会福祉課	包括的に相談を受け止め、栗東市生活困窮者自立支援調整会議や栗東市重層的支援推進会議等により、関係各課、関係機関でケースの検討会議を開催しました。	引き続き関係各課や関係機関でケースを検討する会議を開催し、複雑化、複合化する課題に対応できるよう、支援課題の解決や新たな社会資源の発掘などを様々な関係機関と連携を図り、取り組んでいきます。	4
			第三者機関との連携による苦情や問題解決に向けた取組の充実	●障がいのある人のサービス利用に関する苦情等について、第三者機関と連携を図り、苦情や問題解決に向けた取組の充実を図ります。	障がい福祉課	苦情があった場合は、事業所や関係機関からの聞き取りに加えて、近隣市との情報共有や連携、県への報告、相談などを行い課題解決に向けた取り組みを行いました。	第三者機関とも連携しながら、サービスの質の向上を図っていく必要があります。	3
			人権いろいろ相談の開催	●様々な人権に関する悩みの相談窓口として、人権擁護委員による相談を開催します。	人権擁護課	人権いろいろ相談をなごやかセンターで、8回開催しました。毎月(4月、1月を除く。)開催。年間合計10回開催予定。また、人権いろいろ相談の周知と法務省等の他機関の人権相談窓口についても周知を図るため、市ホームページや自治会へのポスター掲示(年2回)等も行いました。 ・人権いろいろ相談(5月～12月):8回、相談件数:5件	人権いろいろ相談に限らず、法務省や滋賀県人権センター等の他機関の相談窓口についても、市民の方に広く周知を図る必要がある。相談内容が法律に関わる案件等、多様化・複雑化しており、人権関係以外の相談機関との連携も必要となっています。	4
				●相談業務に対応できるよう専門知識を習得する研修会を実施し、質的向上を図ります。	人権擁護課	下記、学習会・研修会への参加を行いました。 ・人権3団体合同県外研修会 ・部落解放・人権政策第29回びわこ南部地域研究集会各分科会 ・人権擁護活動ブロック別合同研修会	人権擁護委員のスキルアップを図るため、意見交換の場や学びを深めるための場を設けていく必要があります。	4
		③障がい者虐待防止・地域福祉権利擁護事業・成年後見制度の周知と利用促進	障がい者虐待防止センターとしての機能強化	●障がい者の虐待通報の受理や、障がい者及び養護者に対する相談や指導・助言等、障がい者虐待の防止に対する支援を行います。	障がい福祉課	虐待疑いの相談を受け付け後、速やかにコア会議を開催し、虐待の有無や緊急性の判断を行いました。また、一時保護などが必要となる可能性がある場合は、受け入れ施設と事前の情報共有を行いました。	虐待対応について、高齢者障がい者虐待支援ネットなどの専門機関も活用し、緊急性の見極めなど迅速に適切な対応ができるよう努めます。	3
				●障がい者虐待防止に関する広報や啓発活動について、より効果的な方法を検討しながら取組を進めます。	障がい福祉課	市HPに障がい者虐待防止に関する記事を掲載、窓口にパンフレットやポスターの設置などの啓発を行いました。	引き続き様々な媒体、機会を通して繰り返し啓発を行います。	3
		③障がい者虐待防止・地域福祉権利擁護事業・成年後見制度の周知と利用促進	地域福祉権利擁護事業の周知・利用促進	●判断能力が十分でない知的障がいのある人や精神障がいのある人等が、社会福祉協議会が行う地域福祉権利擁護事業により、適切なサービス利用ができるよう支援します。	障がい福祉課	金銭管理や書類の手続き等に不安のあるなどの相談を受け、必要に応じて社会福祉協議会に地域福祉権利擁護事業の利用について相談しています。	地域福祉権利擁護事業の利用を必要としている方は多いため、丁寧に社会福祉協議会に繋いでいきたいです。	3
			成年後見制度の周知・利用促進	●判断能力が十分でない知的障がいのある人や精神障がいのある人等が、財産管理や在宅サービスの利用等で自分に不利な契約を結ぶことがないよう、制度の周知と利用の促進を図ります。	障がい福祉課	無料で個別に相談ができる、出張相談会を栗東市において2回実施、その他に11月になんでも相談会を湖南地域で1回開催しました。加えて、成年後見制度周知を目的に、チラシ・ポスターの提示を通年しています。	出張相談会への参加者がまだ少ないため、日頃の業務の中で情報提供に努めたいです。	3
				●国の成年後見制度利用促進基本計画に基づく中核機関を設置し、既存の取組の充実や新たな機能の整備について、段階的、計画的に取り組めます。	障がい福祉課	担当国会議を開催し、成年後見制度利用促進のため、成年後見センターもだまの人員体制の整備について協議、新年度予算に反映させました。	来年度は令和5年度に実施したアンケート結果を基に、地域課題の解決に向け、担当国会議を通じ各市連携して取り組んでいきたいです。	3
4 学習機会の充実と社会参加の促進	(1)就学前対応と就学指導の充実	①乳幼児の保護者への発達に対する理解の普及	発達相談の充実	●健診等の機会や相談を通じて、発達障がい等が考えられる子どもの保護者に対し、個々の発達のペースや特性を理解受け止めることができるよう、きめ細やかな発達相談や支援ができる体制を整備します。関係課との連携を密にし、処遇を検討する機会を計画的に設けます。また、必要に応じて、適切な療育機関等と連携を図り、早期療育に努めるなど、就学前・就学後におけるきめ細やかな対応だけでなく、青年期・成人期までを意識した体制づくりに取り組みます。	こども家庭センター	発達支援課、幼児課等と情報共有や体制整備のための協議を行いました(年1回)。必要に応じ、関係課、園等と連携を図り、相談支援に努めました。	発達支援課、幼児課等と情報共有や体制整備のための協議を引き続き行っていきます。必要に応じて関係課、園等と連携を図り、相談支援を行います。	4
					発達支援課	乳幼児を対象とした発達相談、発達検査をのべ270回実施しました。個々の発達に合わせた関わり方を提案し、早期の相談を実施することにより、保護者の不安軽減に繋がりました。また、園等と支援情報を共有することで、子育てへの安心感を高めることができました。	引き続き、安心して相談できるよう、幼児期・児童期から青年期・成人期への切れ目のない支援体制を強化していく必要があります。	3
		②療育(発達支援)体制の充実	就学支援委員会の充実	●就学支援委員会専門部会の機能の充実を図り、適切な環境において、保育が受けられるよう、職員の資質向上と人材確保に努めます。	幼児課	就学支援委員会就学前支援検討部会を5回開催し、専門的な視点からの審議を行いました。支援の方向性および答申結果を各園に伝え、職員配置を行いました。	家庭や療育事業関係者、関係機関との連携をさらに図りながら、子どもたちの発達段階にあった支援の充実が図れるようにしていく必要があります。	4

施策の方向	今後の取り組み			内 容	関係課	令和7年1月末現在取り組み状況	課題・今後の方向性など	評価
4 学習機会の充実と社会参加の促進	(1)就学前対応と就学指導の充実	②療育(発達支援)体制の充実	幼児ことばの教室の実施	●教育相談後、通級が決定した幼児については定期的な指導や、必要に応じて発達検査や構音指導等を実施します。その他、保護者の支援のニーズに応じて通級ではない支援相談として対応し、通級指導同様に発達検査や構音指導、保護者支援を行います。また、多様なニーズに応じ、園と連携してより良い支援の提供に努めるとともに、職員の資質向上と人材の確保に取り組みます。	発達支援課	ことばの発達に課題のある幼児のべ83人に対し、個別の指導計画に基づき、個々に応じた指導を行いました。保護者に対して、指導内容やことばの発達過程を説明し、家庭での言葉かけの助言を行いました。園生活の中でことばの発達を支えるため、園への訪問により支援提案を行う支援訪問の実施や、保育者へのスキルアップ研修を行い、園の発達支援の質の向上に努めました。	個々に応じた指導や保護者支援を行うため、職員の研修の機会を増やすことにより、支援技術の向上を図るとともに、集団の中で個々が力を発揮できるよう、園への訪問支援を実施していく必要があります。	3
			たんぼぼ教室の充実	●遊びや小集団活動を通じて日常生活への適応や自立を促し、個別の課題に応じた療育を進め支援するとともに、社会生活への参加を援助します。また、保護者に対して、養育に関する支援を中心に相談や助言を行います。幼児の家庭環境や事情によっては、関係機関と連絡を密にし、幼児の療育が計画的に行えるよう取り組みます。また、児童発達支援センターとして、児童発達支援事業に取り組むことにより地域の発達支援を担えるよう、専門知識を持つ職員体制の安定確保に努めます。	発達支援課	発達の遅れや偏りのある幼児のべ79人に、基本的生活習慣の確立や、社会生活参加を目標に、個別の療育指導計画を作成し、生活や遊びを通して個々への発達支援を行いました。保護者に対しては、子育ての悩みを丁寧に聞き取り、幼児の発達や特性を理解した家庭生活の養育や支援方法について助言を行い、保護者の不安の軽減を図りました。また児童発達支援センターとして地域の発達支援力の向上のため研修会を4回開催しました。	発達特性に応じた療育や保護者支援を実施するため、専門的な研修を受け支援技術の向上を図る必要があります	4
			児童発達支援事業と計画相談の実施	●心身の発達に障がいや遅れのある、または将来においてその疑いのある幼児に対して、社会生活への適応や自立に向けた力を獲得できるように、児童発達支援事業や保育所等訪問支援等の利用を提案し、利用計画を作成します。また、支援を適切に受けているかモニタリングを行います。	発達支援課	たんぼぼ教室に通所する幼児を中心に、障がい児支援の利用状況のモニタリングや、継続利用するための計画案作成をのべ265回実施しました。また複数の障がい福祉サービスを併用している場合、支援目標や支援方法を事業所と共有することにより、支援の効果が上がりました。	引き続き、効果的な支援に繋がるよう、幼児の発達状況や生活実態に即した障がい児支援利用計画を作成する必要があります。また、個々に応じた支援が提供されるよう利用開始時において、サービス提供事業所に支援情報を繋いでいく必要があります。	4
		③障がい児保育の充実	保育園・幼稚園における指導の充実	●家庭や療育事業関係者・関係専門機関との連携に努め、心の安定と心身の自立に配慮し、一人ひとりの発達課題に応じて特別支援教育※や特別支援教育推進園訪問を実施し、園内体制の充実を図ります。	幼児課	特別支援教育コーディネーター会議を年間9回計画し、発達支援アドバイザーの指導を受け園の特別支援教育の充実に努めました。一人ひとりの育ちが引継がれるよう園小中合同の研修や意見交流の機会を年5回行いました。	子どもと子どもを取り巻く環境にに対して必要な支援がおこなえるように、関係機関等との連携をさらに強化していく必要があります。	4
			保育園・幼稚園における障がい児保育の充実	●保育園・幼稚園での障がい児保育の推進のため、総合保育を進めながら生涯にわたっての系統的療育を踏まえ、障がい児加配職員や看護師の配置に努めるとともに、加配保育士・加配教諭の障がい児保育についての研修会を実施します。	幼児課	就学支援委員会就学前支援検討部会の答申に基づき、加配職員の配置、また医療的配慮が必要な園児への対応ができるように各園に看護師を配置しました。また、保育の充実のための会議・研修を実施しました。	年々、増加している対象児に対して保育の充実が図れるように、なお一層の保育士確保・研修の充実に努めていく必要があります。	4
	(2)特別支援教育の充実	①特別支援教育の充実	児童生徒の実態に応じた特別支援学級と「通級指導教室」の設置	●児童生徒の実態に応じて特別支援学級を設置するとともに、通常の学級に在籍する支援が必要な児童生徒のための個別指導や通級指導等、障がいの多様化に応じた児童生徒の指導に努めます。	学校教育課	適切な就学支援を行うために、年間4回の就学支援委員会を開催しました。通級指導教室については、今年度は小学校1校に設置することできました。現在、小学校7校、中学校2校に設置できています。	今後も、すべての学校に通級指導教室が設置できるように計画的に進めていきます。	4
			教育課程の編成や指導方法の工夫	●児童生徒の個性や能力を最大限に引き出せるよう、教育課程の編成や指導方法の工夫・改善に努めます。また、保幼小中高と継続した支援が行えるよう、「個別の教育支援計画」の作成を進めます。	学校教育課	切れ目ない支援の充実を図るために、個別の教育支援計画の作成を通して効果的な支援の継続ができています。	個別の教育支援計画の作成については、合理的配慮について記載をするとともに、計画の活用をめざします。	4
			子どもの状況に合わせた教材・教具の充実	●子どもの成長に合わせた備品の設置や教材の作成等、教材・教具の充実に努めます。	学校教育課	児童生徒の実態に応じた教材・教具を使用することで、いっそう効果的な指導ができるよう工夫をしています。	児童生徒の実態やニーズに応じた教材・教具を開発するために、個々の特性は的確に把握する必要があります。また、合理的配慮の点からも、タブレット端末の有効な活用を模索していきます。	3
		②教職員及び保幼職員に対する専門的な知識の普及	教職員及び保幼職員の指導力の向上	●教職員及び保幼職員に対して、特別支援教育基礎講座、専門講座等を開催し、教職員及び保幼職員の特別支援教育に対する理解を深め、指導力量の向上を図ります。	学校教育課 幼児課	○夏期研修において、特別支援教育講座を講座開催し、市内小中学校の教職員が参加し研鑽を深めました。通級指導教室担当者は、毎週木曜日の定例会議にて情報共有するとともに、研修を実施しています。(学校教育課) ○幼児課主催の特別支援教育研修会や医療的ケアの実際に学ぶ研修を公立園法人立園の職員対象に開催し、職員のスキルアップに努めました。また、特別支援教育アドバイザーによる園訪問を公立園、法人立園、小規模園の要望に応じて63回行いました。(幼児課)	○今後、市の巡回相談員による通常の学級や特別支援学級の訪問の機会を有効に活用し、校内での指導や支援の充実を図っていきます。(学校教育課) ○各園の実態や課題を把握し、現場の実践につながる研修の企画実施の必要があります。多様なケースに特別支援教育アドバイザーを派遣し、集団保育の場で支援の在り方を共に考え職員の指導力の向上、支援体制強化につなげる必要があります。(幼児課)	4
				●通級指導教室担当者の研修を助成し、専門資質の向上を図ります。			○今後、市の巡回相談員による通常の学級や特別支援学級の訪問の機会を有効に活用し、校内での指導や支援の充実を図っていきます。(学校教育課) ○各園の実態や課題を把握し、現場の実践につながる研修の企画実施の必要があります。多様なケースに特別支援教育アドバイザーを派遣し、集団保育の場で支援の在り方を共に考え職員の指導力の向上、支援体制強化につなげる必要があります。(幼児課)	4

施策の方向	今後の取り組み			内 容	関係課	令和7年1月末現在取り組み状況	課題・今後の方向性など	評価
4 学習機会の充実と社会参加の促進	(2)特別支援教育の充実	③放課後の居場所づくりの充実	放課後等デイサービス事業の支援	●障がいのある小学生から高校生までの子どもの、学校の帰りや学校休業日、長期休暇における居場所づくりのため、放課後等デイサービス事業の支援を行います。	障がい福祉課	引き続き、指定管理施設(障害児地域活動施設)にて放課後等デイサービスとして事業を実施、利用児童に必要な療育活動を行うとともに、保護者の負担軽減を図りました。また、指定管理者と月1回程度協議を行い、必要に応じて対応を行っています。	数年で事業所が増えており、民間との差別化が必要です。	3
				●放課後、地域において他の児童や住民との関わりの中で社会的な経験を積ませるとともに、療育により規則正しい生活習慣を維持するため、障がい児地域活動施設指定管理者に対して、必要に応じた支援を行います。	障がい福祉課			
	(3)社会参加の促進	①スポーツ・レクリエーション、文化・芸術活動の充実	スポーツ・レクリエーション大会の開催	●障がいのある人がスポーツを通じてお互いの交流と親睦を深め、社会参加意欲の高揚と体力の維持、増進を図ります。また、参加者の拡大のための周知活動やボランティアの確保を行います。	障がい福祉課	・8月3日にレクリエーションスポーツ大会、7月、11月のボーリング大会を開催し、障がいのある人同士の交流を図りました。 ・県障害者スポーツ大会のポスター啓発や、県の主催で開催するスペシャルスポーツの広場は、1月、2月、3月は栗東市民体育館で実施(共催)しました。(3月23日は実施予定)	今後もスポーツやレクリエーションを通じた交流の機会をつくっていきます。	3
			スポーツ・レクリエーション事業の推進	●障がいのある人が気軽に参加できるよう、スポーツ・レクリエーション事業の推進を図ります。また、(公財)栗東市スポーツ協会等が進める各種事業においても、障がいのある人に配慮した対応ができるような指導、助言を行います。	スポーツ・文化振興課	障がいのある方が気軽にスポーツ・レクリエーションを楽しめるように、誰もが取り組めるニュースポーツの普及を図った。スポーツ推進委員がスローイングビンゴをはじめニュースポールの研修を受け、指導方法や対応について学び、障がいがある方が参加しやすい環境づくりに努めている。	スポーツ推進委員だけでなく、スポーツ施設やスポーツ・レクリエーションにかかわるすべての人が、競技・種目の指導方法や対応についてのスキルを身につけ、継続して障がいのある方が気軽にスポーツ・レクリエーションに参加しやすい環境づくりに取り組む必要がある。	3
			文化・スポーツ施設の改善・バリアフリー化	●文化・スポーツ施設を障がいのある人が容易に利用できるよう改善します。	スポーツ・文化振興課	障がいのある方が容易に利用できるよう指定管理者とともに、適時修繕等による快適な環境づくりを行っている。	引き続き老朽化に伴う施設の修繕等による改善が必要である。	3
				●身近なスポーツ施設で、スポーツやレクリエーションが楽しめるよう、既存のスポーツ施設での障がい者用トイレの設置や、スロープ、点字ブロック等の整備を図ります。	スポーツ・文化振興課	令和3年10月から令和4年4月に行われた市民体育館改修工事においては、ユニバーサルデザインの視点を取り入れ、玄関フロアの改修を行い、自動ドアやスロープを整備し、快適な環境づくりに努めている。	引き続き施設の修繕等による改善が必要である。	3
			芸術文化施設の快適な鑑賞空間の確保	●芸術文化施設を障がいのある人が容易に利用できるよう、快適な鑑賞空間の確保に努めます。また、障がいのある人が気軽に参加体験できる環境づくりに努めるとともに、芸術文化会館を管理運営する民間企業に対して「障がい者にやさしい環境づくり」の指導、助言に努めます。	スポーツ・文化振興課	芸術文化会館「さくら」においては、障がいのある方が気軽に芸術鑑賞ができるように、車いすのまま鑑賞できるスペースや、集団補聴システムの導入など、様々な視点から障がい者にやさしい環境づくりに努めている。	指定管理者とともに利用者の視点で問題解決に努めているが、より利用者の立場を考え、障がいのある方が文化芸術活動ができる環境づくりに取り組む必要がある。	3
		②生涯学習の充実	講座に参加しやすい環境整備	●「じんけんセミナー」等への手話通訳、託児サービス、車いす利用者への対応等に取り組みます。また、12月の「人権週間」に合わせた人権文化事業の開催等、希望するだれもが参加できる講座を開催します。	人権擁護課	7月に開催したじんけんセミナー栗東、12月に開催した人権文化事業では、手話通訳・要約筆記対応を行いながら、講演会を開催しました。12月の人権文化事業では、手話を活用した動画での啓発や開会行事を行いました。	時代のニーズを捉えながら、講演会を実施し、必要とされるサポートを施したうえで、事業を実施していく必要があります。	4
			だれもが参加できる公開講座・セミナーの開催	●障がいの有無に関わらず、希望するだれもが参加できる公開講座・セミナーを開催します。また、講座・セミナー参加促進のための告知・啓発を継続して行います。	生涯学習課	誰もが参加できる生涯学習のまちづくり講座やはつらつ教養大学、社会教育重点事業など各種講座を開催しました。	コミュニティセンターによっては、2階で開催することもあり、スリッパに履き替えて階段を上がることもあります。高齢者などには厳しい状況ですが、注意を促し実施する予定です。	4
		③地域活動に参加しやすい環境の整備	地域活動に参加しやすい環境の整備	●障がいのある人の地域活動への参加を促進するために、障がいに対する理解を促進するとともに、自治会等に意思疎通支援事業等の障がい福祉サービスの周知を図り、障がいのある人が地域活動に参加しやすい環境の整備に努めます。	障がい福祉課	庁内掲示板に、地域住民が参加する会議等に必要に応じて意思疎通支援事業を利用するように促しました。	地域の団体に向けても必要性についての啓発と利用促進を図る必要があります。	3
				●要請に応じ、出前講座で障がい理解の啓発を行います。また、広報等に障がい福祉に関する記事を掲載し、情報の発信に努めます。	障がい福祉課	・治田東学区、大宝学区民生委員児童委員協議会定例会で、障がい福祉についての研修会を行いました。また、治田西、治田学区では、ゲートキーパー研修を実施しました。 ・レクリエーションスポーツ大会、ボウリング大会に民生委員児童委員にボランティアとしての参加していただきました。	当事者やその支援者と交流する機会を増やす取組をしています。	3
			自治会集会所のバリアフリー化に対する工事費の一部補助	●自治会へのアドバイスや情報提供を行うとともに、自治会の集会所のバリアフリー化に対し、工事費の一部を補助し、自治会等の地域コミュニティ組織が活動しやすい環境整備に取り組みます。	自治振興課	令和6年度は、3自治会へ集会所のバリアフリー化工事及びバリアフリー化に対応した新築工事に対して補助金を交付しました。また、次年度に向けた自治会からの問合せに対して、補助制度の情報提供を行いました。	自治会活動の拠点である集会所において、使用者の利便性や高齢社会に対応した施設のバリアフリー化の促進を継続して実施していきます。	4
	(4)移動支援の充実	①移動支援の充実	移動支援事業の充実	●屋外での移動に困難がある障がいのある人について、外出のための介助を行い、地域での自立生活及び社会参加を促進します。また、事業の目的の周知に努めます。	障がい福祉課	移動支援事業は、毎年利用希望者、委託事業者ともに増加し、障がい者(児)に、余暇活動や社会参加の機会を確保しています。	利用できる外出の内容について改めて整理が必要です。	4

施策の方向	今後の取り組み			内 容	関係課	令和7年1月末現在取り組み状況	課題・今後の方向性など	評価
4 学習機会の充実と社会参加の促進	(4)移動支援の充実	①移動支援の充実	タクシー代・ガソリン代の一部助成	●重度心身障がい者に対して、タクシー代・ガソリン代の一部を助成します。	障がい福祉課	タクシー代、ガソリン代の一部助成を行うことで、重度障がいのある人の移動の際の負担軽減を図りました。 (626人 うち人工血液透析者 89人)	引き続き負担軽減のため実施していきます。	3
			コミュニティバスの運行による移動手段の確保	l 栗東市コミュニティバス「くりちゃんバス」の運行による移動手段の確保を行います。今後は、バス待合所の環境改善を図るなど、運行サービスの充実に努めるとともに、バス利用実態調査と検証を継続して行います。	土木交通課	くりちゃんバス5路線、くりちゃんタクシー1路線6系統を運行しています。バス停留所の安全確保とともにくりちゃんバスのフォローアップ調査など、便別バス停留所別乗降客数などを調査実施し、利用者の利便性の向上に資するよう努めています。 動態調査・・・6月、11月実施	コミュニティバス利用者の増加社会情勢の変化に注視しながら利用者の動向を見極める必要があります。	3
5. 就労の促進	(1)一般就労の促進	①企業等への就労支援の充実	公共職業安定機関等の相談機能の充実	●ハローワーク、滋賀障害者職業センター、湖南地域障害者働き・暮らし応援センター等との連携を強化し、各関係機関から発信される就労支援に向けた情報の迅速な収集に努め、相談・情報提供・職場開拓・アフターケア等のスタッフ及び機能を充実します。	障がい福祉課	関係機関から得た就労に関する情報を活かしながら、就労支援を行いました。	引き続き迅速な情報収集に努めていきます。	3
				●ハローワーク、滋賀障害者職業センター、湖南地域障害者働き・暮らし応援センター等との連携を強化し、各関係機関から発信される就労支援に向けた情報の迅速な収集に努め、相談・情報提供・職場開拓・アフターケア等のスタッフ及び機能を充実します。	商工観光労政課	ハローワーク、滋賀障害者職業センター、湖南地域障害者働き・暮らし応援センター等と連携を行いながら、就労支援を実施しました。また、研修会等に参加する中で、制度や各関係機関の役割について理解を深めました。	就労相談において適切な情報提供ができるよう、日頃から情報の収集に努めるとともに、各関係機関との情報連携をはかっていきます。	4
			働き・暮らし応援センターとの連携強化	●働き・暮らし応援センターとの定期的な情報共有や、検討の場を設置するなど連携を強化し、障がいのある人の就労相談の充実に努めます。	障がい福祉課	・働き・暮らし応援センターと電話やケース会議等で情報共有を行いました。	働き・暮らし応援センターと連携することにより、就労相談の充実を図っていきます。	3
			就労支援計画の充実	●障がいのある人等の就職困難者の就労促進を図るとともに、就労定着に向けた継続支援に努めます。	商工観光労政課	第4次栗東市就労支援計画に基づき、就職困難者の就労促進および就労定着に向けた支援を実施しました。	安定して就労が継続できるためには、障がい特性に応じた就労支援が必要です。	4
			就労移行支援事業の推進	●企業等に就労を希望する障がいのある人に、一定期間就労に必要な知識や能力向上のために必要な訓練を行う就労移行支援事業を推進するとともに、事業の成果が企業内でいかせるよう、さらにハローワーク、滋賀障害者職業センター、湖南地域障害者働き・暮らし応援センター等関係機関との連携を強化します。	障がい福祉課	2か月に1回開催されている就労部会に参加することで、関係機関との連携の強化する機会となりました。	引き続き、就労部会に参加して関係機関と情報交換を行うことで連携強化を図っていきます。	3
			就職支度金の支給	●障がい者支援施設に通所または入所している身体障がいのある人が、訓練を終了し、就職等により自立する場合に、就職支度金を支給します。	障がい福祉課	令和7年2月時点において対象者はおられませんでした。	申請があった場合には、適切な支給事務を行います。	1
			更生訓練費の支給	●障がい者支援施設に通所または入所している人に対し、更生訓練費を支給し社会的自立の促進を図ります。	障がい福祉課	令和7年2月時点において対象者はおられませんでした。	申請があった場合には、適切な支給事務を行います。	1
			公務部門における障がい者雇用	●市役所における障がい者雇用について、「栗東市障がい者活躍推進計画」に基づき、雇用を促進するとともに、障がいの特性に応じたサポートや合理的配慮による就労環境の改善を図ることで、継続して働くことができるように取り組みます。	人事課	障がいの程度や症状によって、本人が働きやすい環境・能力が発揮できる部署への配属を行いました。	障がい者が、障がいの特性や個性に応じて能力を有効に発揮できるよう、より働きやすい職場環境を整えていきます。また、周囲の職員の理解やフォロー体制についても整えていきます。	3
		②就労を支えるための検討の場づくり	就労に向けた体験機会の充実	●サロンやJエクスぺ [※] (職業体験)を開催し、就労に向けてのステップアップにつなげます。	障がい福祉課	週1回、なごやかセンターで精神障がい者のサロンを開催しており、ボランティアも含めて毎回10名程度が参加されています。	居場所の提供を行う中で、本人の状態に応じてステップアップにつなげていきます。	3
			関係機関による情報共有及び検討の場づくり	●就労を支えるために、必要に応じて庁内外の関係機関との情報共有を図ることで、適切な就労支援につなげます。	障がい福祉課	商工観光労政課や働き暮らし応援センターりらく等と連携しながら、適切な就労支援につなげました。	就労支援につなげた後も、安定した就労が継続できるように関係機関と連携して支援をしていきます。	3

施策の方向	今後の取り組み			内 容	関係課	令和7年1月末現在取り組み状況	課題・今後の方向性など	評価
5. 就労の促進	(1)一般就労の促進	③企業等への障がい者雇用や障がいに対する理解の啓発	障がい者雇用の促進	●企業に対し、障がい者雇用への啓発強化に努め、理解の促進を図るとともに、障害者雇用促進法に基づく各種制度等により、合理的配慮の提供を含めた障がい者雇用の促進を図ります。また、地域の関係機関と密接に連携し、雇用後の職場定着支援までの一貫した支援の充実に努めます。	商工観光労政課	7月の企業訪問時に、「滋賀県は障害者雇用を推進しています」のリーフレットを配布し、障がい者雇用が推進されるように啓発を行いました。	障がい者雇用にあたって企業がどのようなことを不安に思っているのかを把握するとともに、相談窓口を周知していく必要があります。	4
				●企業に対し、障がい者雇用への啓発強化に努め、理解の促進を図るとともに、障害者雇用促進法に基づく各種制度等により、合理的配慮の提供を含めた障がい者雇用の促進を図ります。また、地域の関係機関と密接に連携し、雇用後の職場定着支援までの一貫した支援の充実に努めます。	障がい福祉課	個別事例についてはハローワーク、相談支援機関、湖南地域働き・暮らし応援センター、就労支援担当課等と連携・情報共有する中で就労支援を行うとともに、企業への理解促進を行いました。また、自立支援協議会の中に就労支援に関係する機関、企業から構成される就労部会を立ち上げ、2か月毎に事例検討や情報交換を行っています。	引き続き必要な情報を発信、共有する機会を作ります。	4
	(2)福祉的就労の促進	①福祉的就労の促進	就労支援事業所の整備	●今後予想される特別支援学校卒業生の増大や障がいの重度化・重複化、施設等からの地域移行に伴う受け皿の確保として、就労支援事業所等の整備を支援します。また、新規事業所の周知を行います。	障がい福祉課	市内に開所した事業所については、自立支援協議会等で新規事業所の周知を行いました。令和6年度中の新規事業所は就労継続支援B型が3か所開所しました。	事業所利用状況調査の結果も参考しながら、就労支援事業所等の整備の支援について検討していくことが必要です。	3
			優先購入(調達)の推進	●障害者優先調達法に基づき、障がい者就労施設等からの物品や役務の調達に努めます。	障がい福祉課	・基本方針を策定し、ホームページに掲載しました。 ・12月の障がい者週間の啓発用品を市内事業所より購入しました。	物品・役務の提供の可否について、個別具体的な相談をしてもらわないとわからないことが多くなっています。価格による選定ではないので、調達先の事業所選定が難しくなっています。	3
				●栗東地区障がい者事業所連絡協議会と協力しながら、多くの企業等への啓発を行い、販路の拡大を図ります。				
			福祉的就労の充実	●一般就労が困難な障がいのある人に対し、障がい福祉サービスによる就労の場の提供を行うとともに、工賃向上への取組を支援します。	障がい福祉課	障がいのある人の希望や障がい特性に応じた福祉的就労ができるように支援を行いました。	福祉的就労が安定して継続できるように支援をしていきます。	3
6 生活環境の整備	(1)バリアフリー化の促進	①バリアフリー化の促進と交通安全対策の推進	小・中学校の施設のバリアフリー化	●障がいのある子どもの就学の利便性向上のため、小・中学校においてバリアフリー化を図ります。	教育総務課	・治田小学校校舎増築整備事業において、ユニバーサルデザインによる整備を計画し、増築校舎の各階に多目的トイレを設置。 ・栗東西中学校の校舎長寿命化改良事業において、トイレの洋式化を実施中。	・これまで学校施設のバリアフリー化を一定進めてきている状況であるが、今後も計画的にトイレのバリアフリー化や個々の児童・生徒の障がいの程度に応じた設備設置など学校施設に求められるバリアフリー化を一層推進していく必要があります。	4
			事業者に対する指導・助言	●「だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例※」に基づき、事業者に対して指導・助言を行います。	住宅課	特定施設の新築等の内容届出書を2件受理し、特定施設整備項目表に基づいて審査し、指導しました。また基準に適合させた事業者は1件ありました。	条例は努力義務であるので、指導内容を反映して適合させようとする事業者は少なく実効性の確保が課題です。	2
				●「だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例※」に基づき、事業者に対して指導・助言を行います。	障がい福祉課	条例に基づき、建設予定事業者に指導、助言を行い、条例基準に沿った建設が行われました。	ユニバーサルデザインの必要性や合理的配慮など、引き続き、障がいへの理解の促進が必要です。	3
			福祉のまちづくり意識の啓発	●福祉のまちづくり意識の高揚に向け、その理念の浸透を図るため、多くの世代・団体等がまちづくり活動に取り組めるよう啓発に努めるとともに、関係団体を支援します。	障がい福祉課	手話講座、レクリエーションスポーツ大会、ボウリング大会、視覚障がい者行動訓練など、地域住民と障がい者との交流する機会により、意識の高揚を図りました。	課の枠にとらわれず、他課や関係機関、地域、当事者団体などと協力して取り組む必要があります。	3
			歩道のバリアフリー化	●障がいのある人の需要に応じ、障がいのある人の利用に配慮した段差の適切な切り下げ、点字ブロックの敷設等を整備し、移動の連続性と安全で快適な歩道空間の確保に努めます。	土木交通課	バリアフリー基本構想に基づき、重点整備地域である栗東駅前周辺道路に今年度も引き続き点字ブロックを整備しました。	令和7年度末完遂予定で、重点整備地区である栗東駅周辺の点字ブロック整備を実施しています。	4
			音声信号機の整備推進	●音響信号機の整備等、障がいのある人や高齢者に配慮した交通安全施設の整備推進に努めます。	土木交通課	今年度については、音声信号機について改善要望等はありませんでした。	改善必要箇所についてはバリアフリー基本構想に基づき、関係機関と連携する必要があります。	4
			交通マナーの向上	●通行の支障となる放置自転車の撤去や路上迷惑・違法駐車防止等、啓発に努めます。	土木交通課	条例に基づき放置自転車の警告・撤去・保管・返還を行うと共に、迷惑駐車や違法駐車があった場合は、草津警察署と連携して防止・啓発に努めました。 放置自転車等撤去台数・・・34台(R5.12月末見込)	放置自転車及び路上駐車・違法駐車解消に向け関係者と連携して警告・撤去等に努めていく必要があります。	4

施策の方向	今後の取り組み			内 容	関係課	令和7年1月末現在取り組み状況	課題・今後の方向性など	評価
6 生活環境 の整備	(1)バリアフ リー化の促進	①バリアフリー化の 促進と交通安全対策 の推進	道路の適正使用に係る指導 強化	●道路占用許可に際して厳正に審査し、許可物件が 通行を阻害することのないように努めます。	土木交通課	許可物件が通行を阻害することが無いよう審査及び指導を行 いました。	引き続き道路が適正に使用されるよう指導を徹底 します。	4
	(2)防犯対策 の充実	①防犯対策の充実	自主防犯活動のための支援 と情報提供	●地域で自主防犯活動が活発にできるよう、適切な 支援と情報の提供を行います。	危機管理課	特殊詐欺被害や不審者情報等を登録制メールやホームページで 発信しました。	安全安心なまちづくりのため、防犯メールの登 録、地域の防犯活動への補助について、継続して 周知していく必要があります。	4
			交通安全や防犯に関する出 前講座の実施	●障がい者関係団体等からの依頼に応じて、交通安 全や防犯に関する出前講座を実施します。また、犯罪 に巻き込まれないための対策や、犯罪の早期発見等 について、様々な媒体や方法を用いて啓発します。	土木交通課	関係団体等からの開催依頼はありませんでした。	交通安全出前講座の依頼にこたえられるよう、担当 課職員の知識向上に努めます。	4
				●障がい者関係団体等からの依頼に応じて、交通安 全や防犯に関する出前講座を実施します。また、犯罪 に巻き込まれないための対策や、犯罪の早期発見等 について、様々な媒体や方法を用いて啓発します。	危機管理課	毎月20日の防犯の日に合わせ、庁舎前啓発活動や、メール・ LINEにて防犯事例の紹介や対策について啓発を行いました。	近年、特殊詐欺が増え、増々巧妙化しており、効 果的な防犯活動について検討していく必要があり ます。	4
			障がい者関係団体の開催す る交通安全教室の支援	●障がい者関係団体の開催する交通安全教室を支 援し、障がいのある人への交通ルールの啓発等を支 援します。	土木交通課	関係団体等からの開催依頼はありませんでした。	交通安全教室の依頼にこたえられるよう、担当課職 員の知識向上に努めます。	4
				●障がい者関係団体の開催する交通安全教室を支 援し、障がいのある人への交通ルールの啓発等を支 援します。	障がい福祉課	令和6年度実績なし。	団体から相談があれば、開催支援を行います。	2
	(3)居住支援 の充実	①障がいのある人が 住みやすい住宅の供 給・整備	在宅生活を送るためのアド バイスの充実	●在宅の障がいのある人の日常生活を容易にするた め、障がいのある人から住宅改造における相談が あった場合に、障がいのある人の生活状況から住宅 改造か、あるいは福祉用具等の利用で自立した生活 を送ることができるのかのアドバイスをを行います。	障がい福祉課	関係機関と同行訪問をしたり、連絡調整を行う中で、適切な住宅 改造や福祉用具等が利用できるように支援しました。	必要に応じて専門機関からのアドバイスが受けられ るように支援していきます。	3
				●在宅の障がいのある人の日常生活を容易にするた め、障がいのある人から住宅改造における相談が あった場合に、障がいのある人の生活状況から住宅 改造か、あるいは福祉用具等の利用で自立した生活 を送ることができるのかのアドバイスをを行います。	長寿福祉課	地域包括支援センター及びケアマネジャーが、在宅における相 談支援を実施しました。福祉用具購入159件、住宅改造95 件。	在宅における生活環境を整えるために、効果的な 福祉用具や住宅改造の支援のために、専門職によ るアドバイスも必要であります。	4
			住宅改造に伴う経費の一部 助成	●在宅の重度障がいのある人の日常生活を容易に し、また、介助者の負担を軽減するため、住宅改造に 伴う経費の一部を助成します。	障がい福祉課	在宅重度身体障がい児(者)の日常生活の便宜を図るため、住宅 改造に必要な経費を助成する事業で、重度の障がい児(者)が在 宅生活を営みやすくなるための改修費用を助成しました。	改造にあたっては補装具・日常生活用具給付の利用 を前提とした支援が必要であり、専門機関との連携 が課題です。	3
	(3)居住支援 の充実	②居住の場の確保	市営住宅の改善等の事業に おけるユニバーサル化※	●市営住宅の大規模改修に併せて、ユニバーサル化 に対応した住宅整備を行います。	住宅課	市営住宅の大規模改修は、給排水設備の改修を進めています。 ユニバーサル化に対応した改善事業となります。計画より縮小し ての実施となりましたが、集会所のトイレなど使いやすく改修し ました。	大規模改修工事を実施する際には、ユニバーサル化 に対応した住宅整備を行って参ります。	2
				●公営住宅等長寿命化対策を通じて、居住性向上・ 福祉対応型改善を行います。	住宅課	栗東市公営住宅等長寿命化計画に基づき社会資本総合交付金 を活用する中で、給排水設備の改修事業を実施しています。計画 より縮小しての実施となりましたが、水回りを改修し居住性を向 上させます。	公営住宅等長寿命化計画に基づき、計画的に事業 を実施し、居住性等の向上を図って参ります。	2
			グループホームの設置に対 しての支援	●地域の中で共同生活を営むため、自立生活の援助 を行うグループホームの設置について支援します。ま た、設置の際は、周辺住民の理解を促進します。	障がい福祉課	重度障がいがある人の暮らしの場、日中活動の場の利用に向け て相談員と連携して支援しました。	医療行為が必要であったり、他害行為がある等の障 害の状況によっては、グループホームの利用が困難 な場合もあることから、重度障がい者のある人の住 まいの場の確保が課題です。	3
				●重度障がいのある人について、住まいの場と確保 とともに日中活動の場についても一体的に検討して いきます。	障がい福祉課			

施策の方向	今後の取り組み			内 容	関係課	令和7年1月末現在取り組み状況	課題・今後の方向性など	評価
7 防災・災害 時支援の充 実	(1)防災対策 の充実	①防災体制の充実	福祉ネットサービスのシステ ムづくりの推進	●防災意識の醸成に努めるとともに、地域における 住民(自治防災組織等)、民生委員・児童委員、警察 署、消防署等の協力を得ながら、災害時の避難誘導 が図られる福祉ネットサービスのシステムづくりを推 進します。併せて、同報系防災行政無線等により、緊 急時の情報伝達体制の充実を図ります。	危機管理課	地域の防災活動の活性化のため、地区防災計画の策定を支援し ました。地域の防災意識の向上により、多様な方々の参画を促 すとともに、自助・共助の重要性を啓発しました。	避難情報など災害情報が市民一人ひとりにより伝 わる情報伝達手段の多重化をより検討していく必 要があります。	4
				●防災意識の醸成に努めるとともに、地域における 住民(自治防災組織等)、民生委員・児童委員、警察 署、消防署等の協力を得ながら、災害時の避難誘導 が図られる福祉ネットサービスのシステムづくりを推 進します。併せて、同報系防災行政無線等により、緊 急時の情報伝達体制の充実を図ります。	社会福祉課	災害時避難行動要支援者登録制度について、「広報りっとう」で の周知を行いました。また、要望に応じて各自治会等へ「出前 トーク」による説明しました。	制度の周知を図るとともに、地域において実際の避 難訓練等の実施に繋げていく必要があります。	4
				●防災意識の醸成に努めるとともに、地域における 住民(自治防災組織等)、民生委員・児童委員、警察 署、消防署等の協力を得ながら、災害時の避難誘導 が図られる福祉ネットサービスのシステムづくりを推 進します。併せて、同報系防災行政無線等により、緊 急時の情報伝達体制の充実を図ります。	障がい福祉課	・自立支援協議会定例会において災害支援についての研修会を 行い、関係機関の意識の向上をはかりました。 ・1月18日に連合会主催の防災についての研修会の場にて、市 防災メール登録と併せて、市のLINEの登録、県しらがメール などについて案内しました。	危機管理課などの関係課との連携や、障がいのあ る人と地域との連携を強化していく必要がありま す。	3
			避難行動要支援者名簿の整 備	●関係機関との連携を図り、災害や緊急時における 障がいのある人に係る避難行動要支援者名簿の整 備を進めるとともに、避難支援に必要となる情報を 適宜更新し、関係者間で共有します。	社会福祉課	災害時避難行動要支援者登録制度の「広報りっとう」や各課窓口 での制度の周知と併せて、未登録者への定期的な案内を送付し 登録勧奨を実施するとともに、既存の登録者に対しても登録内 容の変更がないか確認を行いました。	支援が必要な方に制度の内容を理解いただいた上 で登録いただけるように、広報や定期的な案内、各 課窓口での相談時等においても、周知を図るとと に、「地域の避難支援者」を拡大していく必要があり ます。	4
				●障がい者手帳取得・更新時に制度についての説 明、申請の勧奨を行います。	障がい福祉課	新規手帳取得者や新規対象者に対して、社会福祉課と連携して、 制度の周知を行いました。	必要とされる人に申請していただけるよう、引き続 き制度の周知をはかっていきます。	3
			防災体制の充実	●「栗東市地域防災計画」「栗東市国民保護計画」に 基づき、障がいのある人の避難方法や避難生活(福 祉避難所※の開設)等、被災後の具体的対策を含めた 防災体制の充実を図ります。	危機管理課	避難行動要支援者名簿への登録については、社会福祉課と連携 して進めています。個別計画の策定については具体的な検討す る段階にまで至っていません。	県内でのモデル事業などを参考に、進め方など具 体的に検討していく必要があります。	3
				●地域の特性や実情を踏まえつつ、名簿情報に基 づき、避難行動要支援者と打合せを行い、具体的な避 難方法等についての個別計画を策定します。	社会福祉課	避難行動要支援者からの申請情報を基に避難支援プランを作成し、自 治会や民生委員児童委員、その他関係機関等と情報共有を行いまし た。 個別避難計画の策定に向け、課内で検討を行うとともに、他市の情報 を収集しました。	避難支援プランの情報を情報共有するとともに、地域で の避難訓練等の実施時の活用に関わるように、継続して 広報や説明会等で制度の周知を図る必要があります。 個別避難計画に向け、関係課と連携し、取り組んでいく 必要があります。	3
				●地域の特性や実情を踏まえつつ、名簿情報に基 づき、避難行動要支援者と打合せを行い、具体的な避 難方法等についての個別計画を策定します。	障がい福祉課	避難行動要支援者名簿への登録については、社会福祉課と連携 して進めています。個別避難計画の策定に向けて、社会福祉課を 中心に体制の整備を行うべく、情報収集や研修を行っています。	県内でのモデル事業などを参考に、進め方など具 体的に検討していく必要があります。	3